

近世の志摩海女に関する基礎史料集

塚本 明

はじめに

志摩海女に関する従来の研究は、その多くが民俗調査に基づくものであった。女性固有のなりわいとして、その習俗が注目されたこともあるが、文献資料の乏しさから歴史的な研究が遅れたことにも因っている。志摩漁村の古文書調査に基づき、遠隔地への出稼ぎや熨斗鮑の流通に関する論考を、史料紹介を兼ねて発表された中田四朗氏の研究が、ごく限られた成果と言えよう。それを補うべく、海女に関する古文書史料を近年探索し、いくつかの拙稿を公表してきた。それらの中で部分的に紹介してきたが、ここで海女に関する基礎的な史料をできる限り整理してまとめ、広く共有財産にすることとしたい。

以下、(一)海女漁の形態と技術、(二)海女の年間暦、(三)海女の出稼ぎ、(四)海女漁と村々(争論と海女漁)、(五)海女の多様ななりわい、の五項目に分類し、各史料ごとに解題を付した。今回は、原則として近世期の史料に限定しているが、近代的な装備(磯眼鏡や磯車)が普及する以前の海女漁形態を示す史料は、明治期のものも一部含んでいる。また、海女漁の獲物、とりわけ熨斗や海藻の流通については、関連する史料が多く、中田四朗氏がその主要なものを紹介していることもあり、今回は省いている。

本稿と関係する既発表の拙稿は、以下の通りである。これらのなかでほぼ全文紹介した史料も、一部含まれる。

「近代の志摩海女の出稼ぎについて」

『三重大史学』一〇号、二〇一〇年

『伊勢新聞』に見る近代の志摩海女―明治・大正期の「海女」の諸

相」『三重大史学』一一号、二〇一一年

「都びとのあこがれ―歴史に見る志摩の「観光海女」」

『三重大史学』一二号、二〇一二年

「古文書史料から見る海女の歴史の実態」『海女習俗基礎調査報告書

―平成22・23年度調査―』三重県教育委員会、二〇一二年

「古文書史料にみる海女漁の「技能」」『海女習俗調査報告書―鳥羽

・志摩の海女による素潜り漁―』三重県教育委員会、二〇一四年

「近世志摩海女の出稼ぎについて」

『三重大史学』一五号、二〇一五年

「近代志摩海女の朝鮮出漁とその影響」

『三重大史学』一六号、二〇一六年

(二) 海女漁の形態と技術

[1]「地頭エ差出書」(明曆二「一六五六」年)

〔山崎英二編『志摩国近世漁村資料集―浜島町を中心として―〕

三重県郷土資料叢書第六集、一九六七年〕

乍恐指上

一、海士と申候ものは かつきに出候而ハ浜へあがり火を焼あたり不申候てハかつき成不申候、就は先規よりおばべたの磯へ浜島村より海士かつきに参り候而ハおばべたノ浜へあがり火をたきあたりきたり申候所ニ、今度南張村のもの共新義をたく多人数催し参り、海士とない之もの共散々に打擲いたし、乗舟三艘并小道具共打わり申候義、何共迷惑仕候御事

一、おばべたの磯より島こへきてハ浜島村より船にてすな取申候ニ付、五十年前におばべたのつゞき島こへ と田曾村之領境に終あつまり居申候を荒見山にて見付け、浜島村の船はやくこぎつけ網ひらき申候所ニ、浜島村舟の碓田曾村之領内へ打こし申候ニ付田曾村之甚兵衛と申もの浜島村舟へ碓づなを切り申候ニ付、五二口論ニ罷成候所ニ、南張村之庄屋吉之助と申もの同年寄共出合、自今以後此境目に居申候魚の義ハ田曾村に不寄浜島村に不寄はやく参り行次第に取申候様にと扱にて相済、双方共に南張村へ罷越仲直り仕候、委義ハ南張村庄屋与太夫田曾村甚兵衛慥ニ存候御事

一、おばべた磯へ南張村のもの共出し而もかちにてのすな取計ニ而御

座候、右先規より南張村ニハ網一帖も無御座所ニ、九鬼豊後殿地引網一帖御買被成、南張村へ御預け成され、其後浜島村は豊後殿御所ニ成候ハ南張村以前の浜にては地引網ひかせくれ候様にと様々御願被成候ニ付、不及是非ひかせ申候所ニ、南張村のもの共六年前に大引あみひき申候を見付、則あみ一帖浜島村へとり候而参候、其後は網申請け候と南張村より度々申参り候得共、終に承引不仕候処ニ、南張村地下中之使として彦作、同小十郎と申もの浜島村へ参り候而申候ハ、重而堅く、あみ引申間敷候間、是非共此度之義堪忍仕候而あみ請候様にと達テ、わび申候得は、あみくれ申候、此の時の様子迫子村弥右衛門、松山路村善太夫慥ニ存候御事

一、おばべた磯にて三年前にも南張村の与作と申もの船にて荒布取申候を、浜島村の善兵衛と申もの見付け候而、則櫓式丁浜島村へ取候而参り候、其後南張村よりは櫓申請け度と申来り候へ共、以今くれ不申候御事

一、元和式年九鬼殿御代に浜島村領内黒崎と申磯へ南張村谷右衛門と申もの入越を仕り、岩之上にて荒布を取申候を浜島村庄屋又左衛門と申もの見付け打ちたゞき申候得ば、南張村へ行にても相済候義を百姓打たゞき申候にて九鬼殿御腹立被成、鳥羽御奉行へ豊後殿南張村より目安御上ケさせ被成ニ付、浜島村より返答書を仕指上ケ申候所ニ、九鬼主膳殿、天野半右衛門殿、柿屋与治右衛門殿御扱被成、おばべたこの磯の義ハ先規の如く南張村よりハかちにてすな取、浜島村よりハ船にてすな取りの所ハ不及申候、豊後殿百姓たゞかれ候義殊之外御腹立にて候間、向後ハ南張村のもの磯之義黒崎小磯へまて入レ而くれ候様にと様々御願被成候故、不是非扱衆之仰ニまかせ

相済申候、則御扱之衆より御証文豊後殿へ御渡ニ被成、其写シ豊後

殿より双方へ御渡シ被成、爾今浜島村にも御座候御事

右之条々取為聞何分之為仰付被下は難有可奉存候、以上

明曆二年申三月 浜島村庄屋 作兵衛

同 金右衛門

年寄 弥次右衛門

同 五兵衛

百姓頭仁助

同 七右衛門

進上 御奉行様

浜島村南張村獵場相定覚

一、おばべたにて名吉井二なぶら物取候儀、南張浜島両村より一ヶ月を十五日宛獵可仕事

一、同所おばべたにて樋かつぎ其外磯物取候儀、前々之通り南張村より可仕候、沖相ニ而ハ浜島村より諸漁可致事

一、同所おばべたにて浜島村より海老網ハ立可申事

一、南張村より陸へ引上候網之義は前々之通り引可申事

沖相にては諸漁停止、惣而なんばり網ハ遣申間敷事

一、浜島村小磯黒崎にて桶かつぎ磯物取候義、是又前々之通り可為入

相事

右之通相定上は向後互ニ違乱在間敷候、依而双方は如此落着之書付渡

置候

粗御運上を以漁場相極度候由届候ニ付、其通申付候也

寛文五年巳七月十五日

南善右衛門

下四郎右衛門

岡長右衛門

〔解題〕

志摩市浜島町の山崎英二氏の編纂に係る史料集中から採った。残念ながら原本の所在は不明で、誤読もあると思われるが、読点を適宜補ったほかはそのまま再録した。一七世紀中に発生した浜島村と南張村との間の漁業争論に関する文書だが、海女漁には浜で焚き火にあたる事が不可欠であること、両村の間で境界を区切って漁場を分けるのではなく、浜島村による船での海女漁Ⅱフナドは沖合いで、南張村の「桶かつぎ」Ⅱカチドは磯場で行うことを定めている点などが興味深い。

〔2〕二木島入津船にて盗取一件吟味書状来状控

〔文化元「一八〇四」年〕（尾鷲市蔵・尾鷲組大庄屋文書）

（表紙）

〔文化元年子四月 尾州知多郡内海小平次船沖船頭市右衛門乗当子三月下旬二木島浦へ致入津候処金子六拾四両致紛失吟味いたし候所、右乗組水主之内楫取いたし候尾鷲組南浦林蔵盗取候との儀ニ付船頭市右衛門船宿万平乗組水主共吟味書并二書状来状共控 尾鷲組大庄屋元〕

(中略)

一筆啓上仕候、然者此度被為仰付候一件筋日々取扱仕候処、船手水主共儀者人別吟味仕候得共、先何等之品も無之趣ニ相見へ申候、林蔵儀再三吟味仕候処、是以申口相替品ハ無御座、何分ニも金子ハ海中江はめ候段少も相違無之と而已申出候、右ニ付土井徳藏了簡を以、崎嶋和具と申所へ一昨二日船遣し海士式人頼ニ遣候事ニ御座候得者、右海士今日中二者当浦へ着可仕哉と奉存候、右海士罷越候上海中を尋させ見可申、弥はめ候ニ相違無御座候ハ引上ケ可申儀も可有之、若又如何様ニ相尋させ候而も見へ不申儀ニも候ハ、林蔵今一応吟味可仕と奉存候間、得と吟味仕候上委細御達可申上候

五月四日

土井徳藏

淵上弥兵衛

木 平左衛門様 (中略)

昨五日之貴札拝見仕候、然者尾州知多郡内海小平次船掛合一件ニ付、尾鷲組南浦林蔵并ニ船手水主共吟味仕候品申上候処、林蔵始船手水主共夫々早々御達シ可申上様、右一件発端方者最早余程之日数ニ相成候間、少々夜をこめ候而成共廠敷取扱委細書付御達可申上様申口半紙江相認村役人私共印形仕、林蔵楫取役例頃方相勤候もの品船手水主とも生国等相糺、沖船頭市右衛門答之趣等迄書付ニ致させ御達可申上様ニとの御儀、猶又内済之儀ニ付御端ニ被仰下候御趣とも委細承知仕候、右者頃日申上候通沖船頭市右衛門并ニ水主三人之儀者夫々答之趣書付之印形取村役人印形をも取有之候、林蔵儀者右金子盗取海江はめ候ニ相違無之と再応も申し儀候へとも、私共吟味之行届不申儀ニも候哉、如何様ニ愚按仕候而も右申口すきと不仕、何とも迷惑仕候事ニ御座候、

然所徳藏方申遣し海士昨夕着仕候ニ付、太切之金銀海底江はめ候と申事ニも候へ者吟味行届候上弥はめ候ニ相違無之時もの如何様ニも仕、何分取上見不申候而者相済不申、幸海士呼寄着仕候事ニ付、今日水江入セ四五へん相尋させ候所、日もたけ海底くらく、すきと見へかたく、明日者日中之頃方相尋させ申積ニ御座候、今日も林蔵引出し廠敷吟味仕候処、海へはめ候ニ相違無之と者申候得共、中二者くらき申分も有之、旁以少しも油断不仕取扱罷有候事ニ御座候、日数もかり、其段者恐入候儀ニ奉存候得とも、何卒今両三日御猶予被成下候様仕度奉存候、右之段申上度如此ニ御座候、恐惶謹言

五月六日

土井徳藏

淵上弥兵衛

木 平左衛門様

(中略)

覚

一、金箱之事

長サ老尺寸程、横六寸程、厚サ六寸程、木ハニ而厚サ一寸程

但金箱之底ニ内海市右衛門船と印有之候、此箱之上ハ細引四

つにてくゝり見候□

一、金六拾四両也

内

判金四拾六両 壹包 是ハ国元方持参金

同判金拾四両 壹包

南鐮 四両也 壹包 是ハ尾鷲濱中屋藤七方ニ而受取候筋、財布ニ

入御座候

一、うちかひ之事

木綿ニ而染色 こん 岩ノ下ニ而ひとへ

一、錠之事 但し常躰之平錠ニ而御座候

右之通相違無御座候、以上

内海米屋小平次船 冲船頭市右衛門 印

子五月四日

吟味

尾州知多郡内海小平次船冲船頭市右衛門乗楫取 尾鷲南浦林蔵

一、内海小平次船冲船頭市右衛門所持之金子其方盜取候との品ニ付、

先月廿八日方段々其方へ致吟味候所、其方盜取海中へはめ候段相違

無之との申口ニ付志州崎嶋方海士式人呼寄置、右者太切之金子海中

へはめ候との儀不得其意、弥はめ候哉否猶又及吟味ニ候所、何分海

中へはめ候ニ相違無之間、幸海士も参有之儀、海中御尋させ被下候

様願申ニ付、其方指図之通はめ候と申場所今日迄三日入念相尋させ

候所右場所八十尋十一二尋有之、海底者泥ニ而明白ニ見へ候得共、

似寄候ものも無之段、海士兩人申出候、右之通海中二者似寄候もの

も無之処、強而はめ候と申段甚以如何ニ候、同類有之右金子配分い

たし候敷又者箱共隠し置、海中へはめ候候と口申偽ニ而者無之哉、

金子之行衛ハ外ニ可有之間、有躰明白可申候

(中略)

書上

一、尾州知多郡内海米屋小平次船冲船頭市右衛門乗船頭水主共四人乗

ニ而候所、吉五郎と申者乗代り申積右代り宛金兵衛と申者共五人乗

当三月下旬二木島浦入津仕、同浦滞船之内船頭市右衛門所持之金子

六拾四両紛失仕候由ニ而、右乗組水主之内楫取相勤御座候尾鷲南浦

林蔵と申者盜取候由ニ付、私共入込吟味可仕旨四月廿五日被仰付、

同月廿七日方二木しま浦へ相詰吟味仕候処、右金子之儀者楫取仕罷

有候林蔵老人ニ而盜取候儀相違無御座段白状仕候、右ニ付金子之行

衛殿敷吟味仕候処、右金子者海中へはめ候段申之候ニ付、甚以不分

明ニ御座候故、再忒吟味仕候得共、何分海中へはめ候方外申上様も

無之段再三申候ニ付、志州崎嶋へ海兩人雇ニ遣候処、当月五日夕右

海士二木島着仕候ニ付、同月六日七日都合三日水江入海中相尋

させ候所、海底も泥ニ而明白見へ候得共、似寄候品も無之由右金子

得取揚不申候、依之又々林蔵殿敷吟味仕候得共、何分海中江はめ候

儀相違無御座候所、金子揚り不申候ニ付而者最早天命不相叶時節ニ

御座候間、此上ハいケ様共被為仰付被下候様申出候事ニ御座候、尤

林蔵盜取候儀相違無之趣ニ而、外ニ何等疑敷品ハ相聞不申候、依之

私共入込吟味仕候上、別紙目録之通夫々書付今日相達申候間、乍恐

御賢慮を以宜御取扱被成下候様仕度奉存候

(中略)

先達而二木島浦へ罷越候海士、差急キ候御用有之候間、来廿六日又

々二木島浦へ罷越候様可被取計候、仍而申越候、以上

木村平左衛門

五月廿二日

土井徳蔵殿

尚々若右海士差支候ハ、いつれ成共慥成海士兩人本文同様ニ罷出候様

可被取計候、以上

(中略)

口上之覚

一、海士才領人志州和具浦 善兵衛

一、同所 くに

一、同所 さん

一、同所 はる

右者此度海底之もの取揚御用ニ付志州和具村方呼寄候海士才領人之者并ニ海士都合四人之者共名前相調べ書上申所如斯御座候、以上

子五月晦日 尾鷲組大庄屋代 北村市左衛門印

木村平左衛門様

南浦林蔵金子海江はめ候との品ニ付、今日当浦海中相調べ候事ニ候、

右調べ残候場所明廿九日朝六ツ半時頃方不残相調べさせ候筈ニ候間、

此度此表江呼寄有之候海士并ニ南浦文四郎吉助林浦儀八徳八勘七其外

今日罷出候者共等江得と可被申付候、尤明日ハ格別ニ出精相働、何れ

ニも金子取揚候様可取計旨分ケ而可被申付候、仍之申越候、以上

五月廿八日 木村平左衛門

濱地善之丞殿

北村市左衛門殿

船津与助殿

(中略)

口上之覚

一、此度海底之もの取揚御用ニ付志州和具村方ニ木島浦江呼寄候

海士之もの共所持仕有之候道具絵図仕指上申様被仰付候御趣承知仕候、与得相調べ左之通絵図仕指上候、以上



イソノミノ図 柄 五寸五分位

大き成ハ長九寸位、巾八歩位、厚四歩位

小キハ長七寸位、巾六歩位、厚三分位

柄ニハ長短有之候



引竿ノ図 但長四尋、尤長キのとい口候由

右之通ニ御座候、尤海士海中江入セ候時者、船老艘ニ男式人乗組

參、老人者漕手、老人引竿遣申候、海士海中江入候時者各繩の一

重帯を結び、前段絵図之通磯鑿を腰さし、白木綿之手拭ニ而頭を

包ミ、海底へ入らんとする時船方錠綱を下ケ、能海中を見定テ船

底を踏、勢ひニ錠綱ヲたぐり入申候、浮上らんとする時船ニ而居

合候男かの引竿を入れて此竿ニ携引上ケ申候、空ラも能晴候日者海

底もよく見へ、奥七八疊敷ハ一目見へ、曇候日者海底も暗く候而

見へかね、日之入ニ者山影おり候故同様海底も山影ニ而暗く候よ

し、一日二三折を其日之定と仕候而、其余者入不申候、一折と申

候者十遍十四五遍入、夫方焚火ニあたり、其火をあたり候迄を一

折と申、大かつきと申者十四五尋入り、小かつきと申者七八尋方

十尋位入申候由、鮑其外貝類、夏分者荒布など取揚渡世仕候様相聞申候、其所ニ而者船老艘二十人も式拾人も海士乗組参り、銘々磯をかせき、便船之節者あさき場所を稼キ、此便船ニ而参り候海士をエセと唱候而、船主之海士者其の船ニ而海中深りを稼候由、海草之茂り候場所二者モビラト申虫有之、此虫ニさゝれ候時二者腫痛候故、海士此虫を恐れ候由、又海中ニサンシヨビラト申もの有之、是者全形見定かたきものニ而、此氣ニ当り候時者惣身色かわり、言語難分相成候而甚惱候故、一同海士是を恐れ申候、承申候、御尋ニ付与得承札書上申所如此ニ御座候、以上

子六月朔日 尾鷲組大庄屋代 北村市左衛門 印
木村平左衛門様

〔解題〕

文化元（一八〇四）年に木本組二木島浦で発生した盗難事件の捜査過程で、海中に捨てたとされる盗難品の探索のため、志摩和具の海女が呼び寄せられた。盗人の吟味を担当した紀州藩の木本代官は、海女の技能や道具に関心を示し、その指示に基づき尾鷲組大庄屋代の北村市左衛門が海女についての聞き取り記録を残した。江戸時代の海女漁の道具や潜水の仕方、海中での視界、漁の形態、海女たちが恐れるものなどが書き上げられ、同時代の史料として極めて稀で貴重な内容となっている。

〔3〕『三重県水産図説』（明治十四「一八八二」年）

鯨漁具之図

（引棹図1）

鉄製長杓尺式寸 柄檜木製全長五間五尺 巾一寸式分

（引棹図2）

檜木製三尺 棹ノ柄全長五間 蟹婦海底ヨリ浮ミアガラントスルト
キ此棹ニ取付クヲ男舟中ヨリ引揚グルノ器

方言（カラ棹）或ハ（引棹）ト云

鯨漁蟹婦之図

頭ヲ包ム手拭ニ紺ノ本綿糸ヲ以テ図ノ如キモノヲ縫モノトス、是ヲ（トウマン）セイマント云、海中安全ノマジナイナリト云、小桶ニ水ヲ入レ石ヲ焼キテ屢投シ湯トナシ、其石ノ暖カナルヲ手拭ニ包ミ共ニ冷體ヲアタム、舟ニ乗リ沖ニ出ツルモノハ上等ノ者トス、磯辺ヨリ桶ヲ持チ浮キ出漁スルモノハ大体中以以下等ノ者トス、風荒ク波高ク海ニ入り難キ時ハ山ニ入り薪柴ヲ採ルヲ常業トス

（スカリ図）

麻糸製長杓尺網目二寸径六寸余、カゴメヅル（方言）ニテフチヲ造ル、前へ（ノミ）諸共（スカリ）ヲ付クルモアリ、方言スカリト云

〔海女漁図〕

第一図

磯際ヨリ二人乗り 夫婦或ハ親子 数十艘一同ニ漕出ル、数十丁各船打揃フトキ、最初乗出シタル船ニテ舷ヲ（ノミ）ヲ叩ク、各船一同是ニ習フ

第二図

初手船ニテ蠶婦衣ヲ脱シ海ニ入レハ各船又逐々是ニ習フ、但シ船中ノ夫蠶婦ノ海中ニ入ルヤ片手ニ櫓ヲ持チ片手エ碇ノ綱ヲ持チテ首尾ヲ考フ

第三図

船中ノ夫呼吸ヲ計リ碇綱ヲ足ノ指ニ挟ミ、引棹ヲ採リ綱ニ蠶婦ノ取付ヲ待ツ

第四図

足ノ指ニ挟ミタル碇綱足ニ通スルヤ否棹ヲ入ル、則チ蠶婦取付ヲ力ヲ究メテ引揚ルナリ

第五図

蠶婦浮ミ出、ヒウート呼吸シ、採リタル処ノ鰻ヲ腰ニ付タル網袋ヨリ出シ、船ニ入レ又海中ニ入ル

〔解題〕

『三重県水産図説』は、明治一四（一八八二）年に開催された内国

勸業博覧会に際して、三重県の漁業を図入りで紹介したものである。

ここでは、海女漁の図の説明として記された文を翻刻した。図については、海の博物館編『影印 三重県水産図説』（光印刷、一九八五年）を参照されたい。明治期の史料ではあるが、磯眼鏡や磯車の導入以前の、江戸時代段階における海女漁（フナド）の様子が描かれている。

船上の男が碇の綱と引竿を持ち、海中から浮上する海女を補助する様子が、詳細に判明する。

〔4〕『三重県水産図解』（明治十六〔一八八三〕年）

水産図解 卷之四

鰻 一名石決明

鰻ノ漁場ハ頗ル広シト雖モ、志摩国沿海最モ多シ、而シテ其所在概ネ海帯ヲ生スル岩礁ノ辺ニアリ、コレ其海帯ヲ以テ餌食スル所以ナリ、深サ五六尋ヨリ十四五尋ヲ適度トス、其漁事ニ二法アリ、蠶婦潜水シ手カラ捕フモノト船中ヨリ粽ヲ以テ突捕ルモノトナリ、茲ニ志州国崎村勢州度会郡相賀浦ノ漁法ヲ左ニ叙フ

鰻ノ漁候ハ四季ヲ問ハスト雖モ、蠶婦潜水シテ捕フルモノハ大概ネ五月ヨリ十一月ノ交トス、最モ七八月ヲ宜トス、然シテ漁婦潜水ノ際ハ先ツ海浜ニ火ヲ焚キ、全身ニ暖ヲ取り各小桶凡ソ四五升入リニ水ヲ貯ヘ石ヲ焼テコレニ投スル数回、桶中ノ水ヲ熱湯ト為シタル后チ蓋ヲ封シ携帯シテ舟ニ乗ル桶ニ湯ヲ貯フモノハ潜水ノ后チ暖ミヲトル為ナ

リ初メ四艘ノ嚮導船ヲ出シ、各船之レニ扈從ス、而テ先發ノ四艘ハ潮流ノ緩急日光ノ海底ニ透明スル度ヲ考へ、或ハ十町或ハ二十町ノ距離ニ至リ、予メ四辺ノ位置ヲ占メ深淺ヲ計リ、各船ノ至ルヲ俟ツ、此トキ後發ノ各船四隅ノ中ニ入り錨ヲ投ス、漁船ハ男一人之ヲ（トマヘ）ト云、女一人或ハ二人之ヲ（蟬婦ト云）、最モ蟬ハ二人ヲ限トス、爰ニ於テ嚮導船ニ在ル漁婦棒ヲ以テ舷ヲ叩キ、各船ノ揃フヤ否ヲ問フ、各船モ之ニ応シ舷ヲ叩クコト凡ソ一時間、其声止ムヤ白布ヲ以テ頭ヲ裹ミ、又腰間ヲ纏ヒ衣ヲ脱シ静カニ海ニ入り、胸部以下ヲ水中ニ入り左舷ヲ舷ニ掛ケ呼吸ヲ試ミ、右手ニ潮ヲ掬シ舟ニ灌キ且ツ面ヲ潤シ、氣息ノ定マルニ及ンテ錨繩ニ抛リ潜水ス、此トキ男子ハ左手ニ艫ヲ取り、右手ニ柄杓ヲ以テ潮ヲ船中及ヒ海上ニ灌キ安全ヲ祈ル、男子ハ右手ニ長竿ヲ持チ海底ヲ注目シ其上ルヲ俟ツ、漁婦ハ海底ニ達スルヤ暗礁ニ付居セル鰻ヲ、腰間ノ繫ヲ以テ起シ捕リ、左舷ニ挿ミ、老練ノ者ハ一回五六貝ツ、懐キ上ル、呼吸ノ迫ルヲ計リ繫ヲ腰帶ニ指シ浮泳ス、此トキ船中ニ在ル男子ハ海中ニ白布ノ近ツクヲ認メ、直ニ長竿ヲ下シ漁婦ヲシテ之ヲ握ラシメ其浮泳ヲ助ク、漁浮船端ニ浮フヤ獲ル所ノ鰻ヲ舟ニ収メ、潜水時間ハ長短アリト雖トモ長息ノモノハ五十秒ヨリ一分時間ニ至ル、舷ニ錨ヲ掛ケ面ニ撫シ氣息ヲナスコト初メノ如シ、全ク常息ニ復サハ又潜没ス、如斯浮沈スルコト暖和ノ候ハ七八回、寒中ハ三四回、暑中ハ十二三回ニ及ブト云、漁事畢ラハ舟ニ上リ、貯フ所ノ桶湯ヲ以テ頭上ヨリ浴シ一時ニ暖ヲ取り、頭及ヒ腰ニ纏フ白布ヲ脱シ衣服ヲ着シ各船一同ニ帰ル、而テ既ニ海岸ニ達セハ前ノ如ク焚火ニ暖ヲトリ、體温ノ後復タ出漁ナスコトアリ、之レハ老練ノ者ニ非サレバ許サザルモノトス、此漁事一行ニ捕獲スルニ貫目ヨリ五貫目位ヲ常トス、

又浮桶ヲ携へ近岸淺底ニ於テ漁スルアリ、之ハ初學少女ノ業ニシテ、其深サ六七尋ノ処ニ至リ桶ニ繩ヲ附ケ片緒ヲ腰ニ結ヒ、各適宜ノ所ニ潜水捕獲ス、而テ獲ルモノハ桶ニ移シ、勞セハ桶ニ抛テ憩フ、如斯シテ潜水ノ稽古ヲナスモノナリ

又又ヲ以テ突キ捕フルアリ、志州相賀浦專ラ此ヲ行フ、此亦四季ノ別アルコトナシ、然トモ寒冷ノ候ヲ良トス、寒中ハ海水透明ニシテ捕スルニ便アリ、小舟ヨリ鰻ノ棲息スベキ岩礁ニ抛リ、海面ニ油ヲ滴シ浮塵ヲ払ヒ海水透明ナルトキ海底ヲ窺ヒ附着セルヲ認メ、繫竿末ニ繫ヲ箝ムニテ突落シ、然ル后チ小又ヲ以テ腸或ハ口辺ニ中ラザルヤウ注意シ刺捕ルモノトス、相賀浦漁者ノ言ヲ聞クニ、繫、又、トモ竹竿ニ箝シテ使用スルニ、竿浮ヒテ其目的ヲ誤ルコト多シ、依テ近年竿ノ節ヲ抜キ筒中ニ水ヲ入レ重リヲ附クルコトヲ發明シ、爾來使用スルニ誤リ少キニ至ルト云フ、而テ捕獲シタルモノハ小籠ニ入レ桶ノ浮子ヲ附ケ、幾個モ集結シテ海中ニ垂下シ蓄フルニ數日ヲ保ツモノトス、若シ之ヲ海底ニ沈ムルトキハ海虫ノ蝕害アリ、故ニ釣置クモノトス

按スルニ、男女出漁スルニハ必ス親子夫婦ニ非サレハ船ヲ同フセス、若シ止ヲ得サル事故アレハ兄弟姉妹ノ者トス、奈何トナレハ曳竿ヲ取ル男子瞬間ヲ誤ツトキハ漁婦ノ生命ヲ失フコトアリ、故ニ船中ヨリ呼吸ノ長短ヲ考へ白布ノ近ツクニ注目シ、浮泳ヲ助クルモノナリ、肉親ニ非サレバ舟ヲ同フセサルモ人情親疎ノ別アルカ為ナリ、漁婦ニ巧拙アリト雖モ、大概ネ三十四五歳ヨリ四十四五歳迄ヲ適齡トス、聞説ニ女子ハ呼吸永ク且ツ己レノ量ヲ計リ浮沈スルカ為メ過チ少シ、男子ハ勇氣ニ過キ、仮令呼吸尽ントスルモ貧欲ニ涉リ、其浮泳ヲ誤ル間々アルニヨリ、一切男子此業ヲナ

スヲ禁スト、然而テ鯨ハ常ニ海带ヲ以テ食トス、時ニヨリ海带ヲ押へ暗礁ニ固着スルアリ、之レハ風波起ルカ故ニ餌料ヲ貯フモノト謂ヘリ

鯨ノ産卵スル季節ヲ確認セスト雖モ、潜水器械ヲ使用スル者ノ説ニ拠レハ秋季九月ノ頃ニ至レハ腹部膨張シ、且ツ白膜ノ如キモノヲ包蔵ス、是レ胎ミタルモノナラン、又該季ニ於テ静カニ海底ヲ窺フニ、鯨ノ小孔ヨリ白糸ノ如キ水氣上發シ、甲乙丙トモニ合シテ暗礁ニ懸クヲ見ル、之レ則チ産卵ノモノト云、然レトモ未タ其卵子タルヲ見認メス、十二月頃ニ至リ細小ノ鯨大サ蜆貝ノ小ナルカ如シ 苔藻或ハ貝殻等ニ附着ス、故ニ孕化ノ季九十月ノ間ニ在ルヲ想像ナスト云

捕獲シタルモノハ、生活ノ儘大阪尾州名古屋或ハ伊勢地方へ販売ス、最モ低価ナルトキハ干鯨ニ製スルアリ、或ハ塩蔵ニナスアリ、其他種々ニ製シ遠近各所ニ鬻ク、志州片田村奥野平四郎ナル者明治三年鯨ノ粕漬法ヲ發明シ、東京大阪其外へ送り大ニ名称ヲ得、近年増々販路ヲ広ム、又同国越賀村井上太市モ同ク粕漬ヲ製出、加フニ明治十五年春滋賀県下大津駅倉橋町本田某ニ就キ鐘詰メ製造法ヲ学ヒ製造セシモ、未タ年月浅キニヨリ粕漬ニ比セハ販路多カラスト云、今其製法ノ一二ヲ左ニ掲ク(後略)

〔解題〕

『三重県水産図解』は、『三重県水産図説』成立の二年後に、より詳細な調査に基づいて作成された。そのなかの「鯨」(鮪)漁の項に、海女漁の様子が詳しく記されている。漁期や体の温め方、習俗、そしてフナドだけではなく、カチドについても触れられる。男女の分業に

ついての解説で、女子は己の力量を計るために過ちは少ないが、男子は「勇気ニ過ギ」、呼吸が尽きるまで食欲に漁をするため事故が起こりやすく、ゆえに男の潜水漁を禁じたとする点は、典拠は不明なもの興味深い。また、鮪の産卵期についての知識が遅くともこの時代には生じていたことが分かり、資源保護目的で設定された漁期規制の前提となるものと言えよう。

(二) 海女の年間暦

〔5〕「石鏡村目録之引替」(延宝九「一六八一」年)

〈石鏡漁協文書(鳥羽市図書館写真版)〉

(表紙)

「延宝九年 石鏡村目録之引替 西無神月吉日」

(村高、田畑、寺社等の記載・中略)

一、当村浦村領境北ハないかま落し、是方南国崎村、石鏡村領境、箱田山堀切塚杭木有、是迄壹里、但し木者小柴しだかや木也、諸鳥ハ少御座候、鹿猪時々出申候

一、漁場 北ハないかま落し方南ハ境ノ浜迄

右之磯筋ニ而春中ハ若布海苔ひしき何ニても海草取上ケ河崎ニ而売申候、但し楯網ニ而海老藻魚不寄何小魚取申候、二月ノ末方三月中者名吉ヲ心懸申候、夏中方秋中鮑榮螺あらめ鯉ヲつりニ出申候、荒

布之義者前々より京伏見商人江年々金子借用仕候ニ付売り申候、匏ハ諸商人売々仕、時々ハのしニ廻し申候、冬中ハ楯網名吉ヲ心懸申候、但し女子共者浦村当村大領ニ而柴ヲこり河崎ニ而売り申候

一、浦領之内ニ而も従先年海草万物楯網釣匏菜螺自由ニ仕候、楯網釣漁二月九日迄漁取申候

一、名吉網老帖

内小あくり網老帖 但冬中名吉ヲ心懸ケ申候

一、なんほく網式帖 但八月九月むつかますあじ少々ツ、取申候

一、海老網四拾五帖

一、小まい網千五百端 老端ニ付六尋ツ、名吉楯網

一、当村磯筋白間崎しやうじ弘島深浜あらミ崎一ノ嶋仏嶋こいじノ崎

一、扇ノ浜すゝめ嶋ぶかとのほな

一、下之扇之浜老ツ嶋柳嶋、鎌口黒石

一、境浜

一、当村沖之嶋棚橋地方九町

一、石鏡嶋地方拾五町濱ノ平石、小獵師嶋上ノ嶋平とこ、但し石鏡嶋

方嶋つゞき

一、漁師 七拾四人

一、蟹 八拾人

一、船数 五拾五艘

内四艘ハ鯨船 老艘 久左衛門

老艘 又左衛門

老艘 市郎兵衛

老艘 庄左衛門

内三艘ハ柴船 老艘 平吉

老艘 庄左衛門

老艘 地下

但し津名古やへ時々參候

同四拾八艘ハ 蟹船

一、当村方鳥羽へ 陸路 三

舟路 同断

但シ陸路不自由、船路大風ニハ通ひ難成候

一、天照大神宮へ方角戌方 陸路六里半

舟路同断

一、尾張名古屋へ 舟路式拾四里

一、本浦村へ 陸路共ニ老里ツ、

通路不自由

一、国崎村へ 海陸共ニ老り

通路不自由

一、屋敷数 四拾七 本屋

一、家数 六拾八軒 内 三拾七間

三拾老間 添屋 物置

一、人別 式百式拾四人 内 九拾三人 男子共二

内拾七人房州ニ罷有候

百三拾老人 女子共二

内拾八人者房州ニ罷有候

内三拾七人 本百姓 役人

内老入ハ 屋大工 半右衛門

老人ハ 船大工 庄三郎

拾人 無役人

内老人ハ 庄屋

内老人ハ 肝煎

〔解題〕

鳥羽市立図書館架蔵の写真版から採った。延宝八（一六八〇）年に鳥羽藩主内藤忠勝が切腹・改易処分となり、八か月間の幕領時代を経て延宝九（天和元）年に下総国古河から土井利益が新藩主として入部した。その際に村々から村の概況を報告した、いわゆる村明細帳のうち、石鏡村のものである。当時の石鏡村において男の漁師七十四名に對して海女が八十人居り、船數五十五艘のうち海女船は四十八艘と、海女漁の比重の高さが分かる。二か条目に漁業の年間曆と漁獲物の取り引きが記され、魚貝や海草を伊勢河崎や前貸しを受けている京都・伏見商人らへ売却すること、鮑を時に熨斗に加工して売ること、そして女子（海女）は冬には山仕事に従事し、柴を河崎に売っていることなどが注目される。また、男十七人、女十八人が「房州ニ罷有候」とあるが、これは夫婦ひと組で海女漁を営むトトカカ舟形態で房総半島へ出稼ぎに赴いていたものと思われる。

〔6〕〔越賀村差出帳〕（貞享三「一六八六」年）

（志摩市蔵・越賀区文書）

越賀村

一、高四百七拾石六斗九升

内五拾四石五斗九升四合 加子米高

（村高、寺社、名吉網等中略）

一、式拾五艘 大小船之内 五艘鯉舟、式拾艘小舟

西年指上ケ申候とハ鯉舟式艘小舟拾八艘たへ申候

一、海士七拾五人 上中下 とまへ共

一、漁場東ハ蔵かけ之沖方西ハ一對嶋沖迄漁仕候

一、春三ヶ月名吉多ひ藻魚取申候、但名吉ハ小濱村御足いけ申候、多

ひ魚之儀ハ川崎ニて売申候、所ニ而も売申候事ニ御座候、ひしき海

士のりふのりわかめ少ツゝ取申候得共、是ハ夫食之上置ニ仕候

一、春三ヶ月鮑荒布鯉漁仕候、鮑ハのしニ仕、宇治山田商人ニ売申候、

鯉ハふしニ仕川崎、津、名古屋ニて売申候、あら布之儀ハ大坂とま

や又兵衛、大津屋平右衛門兩人ニ子年々金子借用致、荒布渡し申候、

是ハ夏中ニ五三日も取申事御座候、年ニ方少も取不申事も御座候、

しんしゆ之玉夏中ニ六七日も取ニ參候年も御座候、是ハ鵜方浦神明

浦領之内しのび申候

一、秋三ヶ月ハ定ル売買も無御座候

一、冬三ヶ月ハ多ひ網立多ひ藻魚取川崎ニて売申候、むつあじいわし

年ニ方両度も取申事御座候、すきと取不申事も御座候

（中略）

一、家数百八拾六軒

内 五軒 寺堂比尼

四軒 庄屋肝煎

七拾八軒 添屋

九拾九軒 添屋

一、人別五百六拾人 内 男貳百貳拾八人
女三百三拾貳人

内 百四人 庄屋肝煎本百姓水吞

四百五拾六人 舟大工鍛冶商人祿宜無役人共

貞享三寅年十一月 庄屋五郎右衛門

同理兵衛

肝煎長五郎

同弥次右衛門

信太九右衛門様

ひかへ

〔解題〕

越賀区有文書中の一紙文書。藩に提出したものの写(控)と思われる。当時、海女漁の従事者は「とまへ」を含め七十五人居るとするが、技能により「上中下」の区分があつた。春三月は鮑、荒布を取り、熨斗鮑は宇治山田の商人に売り、荒布は大坂商人からの前貸しを受けて渡していることが記される。真珠貝は夏中に数日、英虞湾北側の鶴方浦、神明浦へ「しのび」で漁をするとしている。

〔7〕「宝永七年和具村差出シ帳之控」(宝永七「一七一〇」年)
〔海の博物館架蔵「和具村文書」〕

(表紙)

「宝永庚寅七歳六月 志摩国英虞郡和具村寅之年指出シ帳之控也」

(年貢免状・土地関係記事略)

一、洗布苔 但壹貫目方三貫目迄、御用之節ハ指上ケ申候、代銀壹貫目ニ付式匆宛被下候御事

一、ふくため塩辛三升

是ハ土井周防守様御代方毎年御用ニ付十月指上ケ申候、但壹升ニ付代銀壹匁式分宛被下候、先御代茂右之通御割符ニ而去丑ノ年迄指上ケ申候、其内年方多少御座候御事

(中略)

一、鱒鱸鮭あじ藻魚さゝい

是ハ御用ニ而被仰付候節ハ差上ケ、代銀被下候、揚り合不申時分ハ御断申上、指上ケ不申候御事

一、若布 海鹿 荒和布 甘苔

但 若布ハ二月方五月迄取申候

荒布ハ五月方八月迄取申候

海鹿ハ十月方三月迄取申候

甘苔ハ十一月方三月迄取申候

是ハ前々方御用被仰付候義務御座候而、差上ケ不申候ノ事
一、中炮御用之節ハ指上ケ申候得者、壹員ニ付代銀五分宛被下候御事
一、熨斗五月方八月迄任候、御用之節指上ケ申候得者、大熨斗百本ニ

付代銀四匁五分、中熨斗百本ニ付代銀三匁、下熨斗百本ニ付壹匁五分宛被下候御事

一、大上之大熨斗、去丑ノ年御用ニ付被 仰付候而仕立差上ケ申候得
八、百本ニ付代金壹分宛被下候御事

一、海栗塩辛御用ニ付先御代三年前子年、去丑ノ年兩年 御奉行様御出被成候而御捕せ、塩辛ニ被成候而海栗百ニ付代銀式匁五分宛被下候御事

(中略)

一、舟四拾九艘 内 拾式艘 鯉釣り舟

三拾壹艘 諸漁海士仕舟

六艘 いさば

右之船先年方御城主様御用勤申儀務御座候、勿論船役米務御座候御事
(中略)

一、海士、是ハ春夏中者在所ニ而海士仕候、夏之内前海ニ、波立申候得者後浦江海士ニ入、真珠貝取申候、八月方十月迄之内紀州様御領内江先年方御暇申請旅海士ニ參候、人数年ニ方多少御座候、海士罷歸り候節御城主様江先年方熨斗式把宛差上ケ申、代銀不被下候御事
一、漁師、是ハ春夏中ハ在所ニ而諸漁仕候、夏之内ニ先年方御暇申請三州網網ニ被雇參候者も御座候、八月方来二三月迄紀州之内江鯨船ニ被雇、前々方御暇申請參者茂御座候、十月方来正月迄紀州之内江先年方御暇申請海老取ニ參候、冬中ハ来正月迄在所ニ罷有候漁師後浦ニ而生海鼠引申候御事(後略)

「解題」

海の博物館架蔵の和具村文書中の一冊。宝永七(一七一〇)年に鳥羽藩主が松平乗邑から板倉重治に替わった際に村々から明細帳が提出されたうちの和具村の分である。後半に「海士」「海女」と「漁師」に分けて年間のなりわいが記されるが、紀州の鯨船に男漁師が雇われる時期から海女も下磯への出稼ぎに赴いている。恐らく春夏は男女ひと組のフナド形態の海女漁が営まれたものと思われる。海が荒れた際には「後浦」||英虞湾側で真珠貝を採るとしている点も注目される。志摩国において享保一一(一七二六)年の村明細帳が比較的よく残されているが(鳥羽市域の分は『鳥羽市史』に翻刻紹介されている)、和具村の同年の明細帳において、この二箇条に該当する記述はない。また、前半の海藻漁の時期や献上品の下付銀の額などが若干異なっている。なお、同年の船越村の明細帳(「指出帳」)も残っている。

(三)、海女の出稼ぎ

〔8〕地下諸事記(元文三「一七三八」年)〈志摩市蔵・越賀区文書〉

(前略)

覚

一、午ノ年ニ下磯參候得共、口前地下へ上り不申ニ付、役人寄合相定候ハ、重而下磯へ參候者ハ口前として金壹歩ツ、地下へ請取筈ニ相

定申候、以上

午（元文三）ノ十一月日 惣役人

（中略）

下磯定之事

一、上 金老歩

一、中 拾刃

一、下 五刃

右之通酉ノ十月ニ惣役立合相段ノ上ニ而相定申候

寛保元年酉ノ十月日

下磯之事

一、あまど取上ケ老割ニ 惣役人相段之上相定申候

一、となへ之ぎも式割ニ候得共、段々断ニ而老割相定申候

寛保三年亥ノ十月改

磯荒候節船越村へあわひ取ニ参候

一、とまへ三人、女三人、以上六人船越へ参候、其時之飯米老人ニ付
白老升づゝ遣し申候

（中略）

何方江下磯稼ニ参候人数ハ老人ニ付為同前（カ）地下へ金老歩宛出
シ可参候定ニ御座候、此義ハ磯稼海士人所々江参候而ハ村中ニ而ハ
稼申者も疎ニ御座候ニ付、右之通相定申候、尤水揚持参候節ハ其時
品も可有候得共、老歩宛之義ハ右之定ニ候、其内磯手習ハ格別取斗
可申候、とまへ海士人共ニ同前義、手前印申候

浦船出稼之義ハとまへ五分口、商人五分口、両方ニ而一割地下
へ取也、又里浦ニ而取揚候口前ハ一割取也、商人方定之五分口両方
方一割米、右之通也（後略）

〔解題〕

享保六（一七二一）年の表紙年記を持つ「地下諸事記」中の記事。

越賀村では元文三（一七三八）年から下磯稼ぎに「口銀」を村へ納めることを義務付けた。後段の説明によれば、海女の出稼ぎが増加し、村で漁をする者が減つたための措置だという。寛保元（一七四一）年には、海女の技能による上中下の区分に応じた金額を規定している。ただし、これより下に位置付けられたであろう「磯手習」での出稼ぎ者は、口銀を免除されている。志摩の口銀制は漁民からだけでなく漁獲物を買収した商人からも一定額を徴収する点に特徴があり、これで村入用を賄い、近代以降には村内での必要経費のみならず地租等諸税の一切を口銀から支出した。ここでは、漁獲物の取り引きを村で行わない出稼ぎ者の増加で口銀が減少することへの対策として規定されたものと考えられる。

〔9〕「若布一円御買上」（寛保く安永）（志摩市蔵・越賀区文書）

口上書之御事

一、当夏熨斗之儀内々ニ而外壳不仕候様堅ク百姓方熨斗致候者共江申

渡置候上、私共兼而相改申候、然所此度下磯江参熨斗鮑之儀猥成様
二御聞達、御吟味被遊候ニ付申上候

一、当村之儀、近年磯荒鮑無数御座候ニ付、近年打続下磯江参候、当
年茂百姓伊兵衛与申者元ニ成り、御座村越賀村海士拾七人、七月廿
八日田曾浦江鮑取ニ参候而、八月廿一日ニ罷歸り申候、毎年参候得
共、日数十日又者廿日之間ニ候得者、古来方御断不申上候、当村不
限外村共ニ鮑無御座候節者下磯江参候、新規ニ参候事ニ而ハ無御座
候、右磯ニ而仕立候熨斗水揚帳面ニ致し改を請、熨斗村江持参候而
海士方ニ所持仕候、彼地方水揚送状相添参候而、私共熨斗相改海士
人方ニ所持仕ニ紛無御座候、且又勢州筋江右熨斗出シ候様ニ及御聞、
御吟味ニ候得共、少し茂出し不申候、生鮑之儀熊野江遣候様ニ御吟
味候得共、是以左様之儀堅ク無御座候、下磯江参候儀者磯荒レ候得
者村々共往古方参候、熨斗之儀村江持参仕候ニ紛無御座候、右之通
少し茂相違無御座候、若右之儀ニ付いケ様之儀御座候共、私共罷出
申訳仕御苦勞ニ懸ケ申間敷候、為其以書付申上候、以上

亥九月 越賀村庄屋 清重郎 (印)

同 吉之助 (印)

肝煎 源兵衛 (印)

同 六助 (印)

百姓惣代 惣十郎 (印)

同 七郎兵衛 (印)

大庄屋 小村善太夫殿

〔解題〕

十八世紀中頃と推定される「若布一円御買上」との目録題がある文
書の一部。宇治山田の商人らの訴えを受けた鳥羽藩から熨斗の抜き
（紀州藩領への売却）を咎められたことに対し、下磯での出稼ぎの形
態について弁明した部分。越賀村では御座村の海女と共に、夏の一か
月弱の間に十七人で伊勢国内紀州藩領田曾浦へ鮑取りに赴いたこと、
これは「新規」のことではないことを述べる。熨斗に関して出稼ぎ先
で熨斗に加工して村へ持ち帰っているとおり、当時の海女たちは
鮑漁のみでなく熨斗への加工にも従事していたことが分かる。

〔10〕「須賀利浦嶋勝浦山論取扱一件控帳」（文化一〇二八三二年）

〈尾鷲市蔵・尾鷲組大庄屋文書〉

（前略）

口上

先達而尾鷲大庄屋御元方論山之儀ニ付彼是御苦勞奉掛、恐入申候

（中略）

猶又右沢磯山江須賀利浦方近キ頃自分之持領之様ニいたし、毎年十一
月下旬十二月上旬之頃越年木として木柴夥敷伐出し候処、当浦方鮑採
突ニ罷越候漁師共右木柴を見及ひ為後日之五把三わ沢山之儀ハ前段ニ
申上候通嶋勝浦領分ニ相違無御座候へ共、須賀利浦之様ニ打擲又ハ着
類採非道ニはき取候義当浦ニハ毛頭無御座候、然ル処年々我俣ニ伐出
し等仕儀難得其意候、此儀も急度御糺し奉願上候、依之口上書差上申

候、以上

未六月朔日 嶋勝浦庄屋 弥兵衛 印

同所肝煎 三郎右衛門 印

長井善右衛門殿

御答申上候口上書

(中略)

一、延宝年中スカリ浦ニ海士船相住、右海士沢崎方打越鮑取ニ罷越候
処、当浦六兵衛と申者見及、鮑のし共不残取参り候申候、其節右之
品書状ヲ以スカリ浦庄屋東次兵衛方へ嶋勝浦庄屋脇半左衛門方方不
届之儀申遣候、書状之控有之候、当年迄凡百三十五年ニ相成申候

(中略)

嶋勝浦頭百姓 和助印 (他8名)

長井善右衛門殿

(中略)

一筆啓上仕候、然者嶋勝浦江志州地之蟹五拾人余も入込候而、嶋勝浦
之海辺買取、鮑取揚候由之処、当月三日須賀利浦領江嶋勝浦方論申掛
候場所ニ而蟹共鮑取揚候故、須賀利浦漁師共見付候而右蟹取揚ケ候鮑
取九拾斗受取、論中之事ニ候間以後鮑取ニ参不申様須賀利浦役人共方
申聞、右鮑預り爾今須賀利浦江生ケ有之候、然処又候十日船四艘江蟹
大勢乗組右之場所へ鮑取ニ参候故、須賀利浦漁師共参り右四艘之船ニ
楫取と名付候男老人ツ、乗組有之候ニ付、都合右四人之楫取と船老艘
者須賀利浦江連れ参、船三艘と蟹共不残嶋勝浦江返申候、右ニ付四人
之者共不調法之段誤入、尚嶋勝浦海士宿若松と申者并同所瀬兵衛兩人

須賀利浦江立越、蟹共不調法之段何分用捨いたし呉候様両度申出候ニ
付、他国蟹難渋為致候義氣之毒ニ存、此節之儀用捨いたし遣可申候間、
蟹共不調法書いたし若松儀ハ海士宿之義ニ候間、海士宿若松と印形
いたし候様須賀利浦役人共方申付候得共、印形之儀ハ何分用捨いたし
くれ候様、宿二者相違も無之事ニ候間、何人ニ而も誤二者出シ可申候
間、印形ハ一切得いたし不申との儀ニ付、頃日欠合最中之由、須賀利浦
役人共方内々断出申候ニ付、得与承札候処、相違無御座候、山海共
嶋勝浦方盜ニ参り不申哉と日々番二百百姓共出シ候ニ付、失費等も御座
候而甚難渋仕候事ニ御座候、何卒御慈悲之御了簡ヲ以先規之通被仰付
被下候様御裁許御取扱奉希上候、尚右之蟹一件始末追而可奉申上候、
恐惶謹言

十一月廿二日 玉置和三兵衛

中新十郎様

御尋ニ付口上

一、当月三日志州海士之者丸嶋を越シ当時論所ニ相成有之候場所へ貝
取ニ入込、須賀利浦方見答られ、其節取り候貝不残御取上ケ被成候
而、以後右場所へ入込不申様海士之者共へ得与被申付候由、右之様
子私承候故、宿之儀海士之者共嶋勝浦境を越須賀利浦江参不申候様、
右場所ハ此節論所ニ相成有之候場所之義、其段得与申聞候所、又候
当月十日右場所へ貝取ニ参り、重々不届ニ付、舟貝とも御取上ケニ
付、私宿之義ニ而此段甚氣ノ毒仕候故、段々御詫申上候事ニ御座候、
何卒御免被遣被下候様奉願候

一、右之品ニ付私浦瀬兵衛殿をも相頼御詫申入候事ニ御座候

一、海士宿若松方私相頼候儀ニ而、同浦之儀私も氣之毒仕候故、段々御詫申入候事ニ御座候

右之訳合最初方之儀、今日私共へ御尋ニ付、申上候通少も相違無御座候、依之口上書ニ申上候、以上

文化十年酉十一月廿日 嶋勝浦海士宿 若松 軸印

セ話人同所 瀬兵衛 同印

尤此節海士私共浦江參候儀ハ式十年前以前磯壳有之、右ニ付此節稼ニ參候儀ニ御座候、以上

嶋勝浦海士宿 若松 軸印

○下ケ紙ニ私共江軸印御預ケニ付、封印付軸印御預リ申候、以上若松軸印

瀬兵衛同印

○覺ニ、前段之通十一月廿日須賀利浦庄一郎宅へ右兩人呼出、兩人方承候始末相認軸印押、右を封シ候而封印いたし兩人ニ預ケ候処、最初方印形儀ハ御断申上候義、軸印も得御預ケ不申上候段申出候ニ付、左候ハ、海士宿ニ相違無之、猶又尋之節申上候通相違無之との口上書認出候様申聞候処、其段ハ承知之由、左之通認出ス、依之預ケ候軸印ハ受取ル

口上

一、先刻御尋ニ付申上候通相違無御座候、宿之義心得違申上候儀此段御免可被下候、右海士宿相違無御座候、仍之口上書差上申候、以上

酉十一月 嶋勝浦 若松 爪印

須賀利浦 御役人衆中様

下ケ紙ニ印形持參不仕候ゆへ爪印御断申上候、以上

嶋勝浦 若松 爪印

口上

一、此度私共嶋勝浦磯買請、磯稼ニ參り磯入仕候処、土地不案内ニ而当月三日御当浦領ニ而磯稼仕候処、御当浦方御見咎候間、以後右場所へ貝杯取ニ參り不申様被仰聞候所、又候十日御当浦領ニ而磯入仕、以其節御見咎前日被仰聞候儀も御座候処、不用ひニ相当り、いケ様之義ニ而不埒相働候哉との御儀、重々不調法仕、一言之申訳も無御座候間、幾重ニも御赦免被下候様誤入奉願上候、以上

志州和具村 庄助 印

同 越賀村 惣太郎 印

同 和具村 熊吉 印

同 利三郎 印

同 彦作 印

右之者共御当浦領ニ而磯稼仕御見咎ニ預り迷惑仕候段、私共此節御当浦ニ入船仕罷有、右之趣承り右之者共儀ハ在所隣村之者共ニも有之、甚歎ケ敷奉存候間、何卒御免被成遣被下候様私共ニおゐても奉願上候、以上

文化十四年

十一月廿一日

須賀利浦 御役人衆中様

志州御座村 円助 印

同 和具村 音藏 印

奉指上口上

一、此度私共御当浦領ニ而磯入稼仕候処、御見答船具共御取上ケニ相成、難儀迷惑仕候ニ付、海士宿嶋勝浦若松殿、同所清兵衛殿、右両人段々御詫申上被呉、猶私共在所并ニ近浦之船頭円助殿乙藏殿、幸此節御当浦ニ入船仕罷有候ニ付、右之銘々をも相頼段々御詫申上、猶別紙書付ヲ以奉詫候処、御聞届被成下、御取上ケ之品々不殘御渡被下、慥ニ受取、一等難有仕合ニ奉存候、此以後御当浦領ニおゐて心得違等仕間敷候、依之書付指上申候

和具村 庄助 印

越賀村 惣太郎 印

和具村 熊吉 印

同 利三郎 印

同 彦作 印

右之品合ニ付、段々私共御詫申上、猶別紙書付ヲ以奉詫候所、私共挨拶神妙ニも御聞取セ被下、今日御赦免被仰付、御取上ケ之品々右之者共へ御渡被下候段、於私共も難有奉存候、此上御当浦領ニ而心得違等不仕候様得与申付候儀ニ御座候、依之書付指上申候、以上

文化十年酉十一月廿三日 志州御座村 円助 印

同 和具村 乙藏 印

須賀利浦 御役人衆中様

覚ニ、右之品合ニ付須賀利浦役人方内達申出候ニ付、夫々書付済遣候様申付遣候処、片付かね候様子申出、酉十一月十九日夕市左衛門スカリ浦へ指遣候、夫々右之書付取済遣、同廿三日引取帰ル

一筆啓上仕候、然者去ル廿二日御達申上候須賀利浦領へ入込貝取候海士共之儀、段々詫出、宿若松方も口上書指出候ニ付、昨廿三日事相済メ遣預置候鮑船とも不殘通シ遣申候、此段左様被思召可被下候、右済メ遣候段奉申上度如此ニ御座候、恐惶謹言

十一月廿五日 玉置和三兵衛

中 新十郎様

(中略)

去月廿二日廿四日兩度之書面相達致披見候、然者先達而方之須賀利浦論所ニ相成有之候磯辺ニ而勝浦方海士を入貝取候由ニ付及論候段、委細被相達候趣令承知候、則書面之趣及達早々論所相片付候様御裁許有之様致度段相達候事ニ候、且又勝浦江も御裁許無之内不埒之取斗無之様屹度申通候事ニ候、依之御報迄申遣候、以上

閏十一月二日 中村新十郎

玉置和三郎殿

〔解題〕

紀州藩領奥熊野尾鷲組須賀利浦と隣接する相賀組嶋勝浦との間で、享和元（一八〇一）年に山の利用権を巡る争論が発生し、十年を越える年月を掛けて内済が成立した。その過程で、陸地の権利と海の権利とが連動したため、嶋勝浦側からの主張によれば、延宝年間には須賀利浦に出稼ぎ海女が仮住まいし、熨斗を製造していたという。この争論中の文化一〇（一八一三）年一月には、嶋勝浦の「海士宿」を拠点と

した志摩の漁民らが、舟四艘に「梶取」の男四名、海女大勢が鮑漁を行い、須賀利浦側に拘束されている。季節的には、志摩での鮑漁を終えた後の出漁であつただろう。尾鷲組大庄屋の書状によれば、志摩の漁民らは「嶋勝浦之海辺買取」としており、いわゆる磯場の漁業権を一定期間売買して行う「磯売り」（磯買い）形態が取られていることが分かる。この形態は二十年前（寛政五「一七九三」年に該当する）から始まっているともしている。本文書は、志摩から熊野灘（下磯）への組織的出稼ぎ海女漁の態勢が最も詳細に分かる史料である。

(四) 海女漁と村々（争論と海女漁）

〔11〕〔乍恐申上条々（石鏡村との争論につき国崎村口上）〕

（慶安四「一六五一」年）〔石鏡漁協文書〕

乍恐申上条々

一、国崎村之儀者従往古大津国崎神戸と申候、両大神宮御饌願之磯御座候、いにしへより今迄御神事無懈怠相勤申候、御神事之磯毎年正月方留置六月朔日ニ御かつき仕候、国崎村小郷ニ御座候得者御神事ニ数日かゝり申二より、石鏡村を頼ミ御かつき仕、其後国崎村之者共かつき、其跡を骨折代として石鏡村江かつかせ申候、就其御神事之時者石鏡村之者共も残らず出申候、右領境之旧記御座候御事

一、此四五年者石鏡村之者共御神事ニも不罷出、剩当卯七月七日二右

御神事之磯を立越石鏡村半助と申者国崎村大嶽之磯江参荒布を盗切申候、国崎村之者共見合改申候得共、塩ニ流され参候、重而参申間敷と色々侘申候ニ付其通ニ仕やり申候御事

一、同七月八日ニ石鏡村庄屋庄五郎船参、又荒布を切申候間、船を引候ハんととやく仕候内ニ、石鏡村之者共相図を仕置道具を催し大勢参候て国崎村のかつき私共散々ふミ返し、数多人をも打なやまし候、中ニも五兵衛と申者大キニ疵を蒙候間、石鏡村江預置申候得者、則医者をかけ養性させ八月十一日ニ国崎村江つれ参候、重々石鏡村之者共我まゝを任り、さりとてハ迷惑至極ニ奉存候御事

右趣被為聞召分被為仰付被下候者難有可奉存候

慶安四年卯ノ八月吉日

国崎村庄屋 清左衛門

同 与三左衛門

年寄 祢宜左衛門

同 新左衛門

地下中

進上 御奉行所様

口上書

一、此四五年者石鏡村御神事ニ不罷出様ニ申上候、就其子細御座候、七年以前申ノ年石鏡村より上ケ申御着国崎村ニ請取不申、其上御神事之人数ニもいれ不申候御事

一、石鏡村半助と申者右之磯ニ而あらめをぬすミ申由国崎村方申上候、石鏡村之磯ニ而御座候に国崎村へ半助侘言仕候由申上候、思召ニも

やらさせられ被下候へ、我領内ニ而あらめを取他領之者ニそもや侘言可仕候や、様々の偽を申上めいわく仕候御事

一、当七月八日石鏡村庄や勝五郎舟みかつきの磯ニ而あらめを切申、国崎村方舟をも引候ハんと仕候内ニ、石鏡村より大勢催したゞき候様ニ申上候、かやうの義重々偽り申上候、あきれば何とも返答仕かね申候、其上五兵衛と申者疵など仕石鏡村へ預ケ置参候由申上候、尤疵ハ少御座候へ共石鏡村方仕たる疵にてハ無御座候、五兵衛一人すゞみ出先手を出し此方之者散々打たゞき申ニ付其たゞきさほのすゑを此方之者とらへ互ニ引合、五兵衛引かち我と我手ニむねをつき疵を仕候を、石鏡村之者仕候様ニ申なし五兵衛を捨置にけ被申候、其疵此方ニ者不存候へ共国崎村之者何様之たくミ可仕も不存、其上五兵衛ニ以来其時之様子申さすへきためニ御座候へハ、万事御公儀を大事と奉存養生させ返し申候、とにもかくにも右之磯を国崎村ニ取度存色々のはかりことをめくらし申候間、以来之処急度被仰付被下候者忝可奉存候、以上

卯之九月七日 石鏡村庄や

地下中

(端裏書)「慶安年中返答之控」

乍恐申上返答条々

一、三かつきの磯と申所ハ往昔方石鏡村之磯ニ而御座候故、石鏡方不
断獵ヲ仕来り候、此所ニ而両大神宮御神事之御肴ヲ取上ケ申候、然
ニ先規任法式ニ炮取申事正月方堅令停止、六月朔日ニ至テ五ケ村ノ
海士共三かつきつゝかつかせ御神事ノ御肴上ケ申ニ付、むかしより

国崎村として御肴肝煎仕来り候、雖然ミかつきの磯ハ石鏡之領ニ而御座候、御神事過而後残りかつきと申事御座候、右肝煎申辛勞分として後只一日国崎村へかつかせ申候、其後ハ国崎村之者共老入申事曾テ無御座候処、還而石鏡村江骨折代ニかつかせ候と申上儀全ク相違成儀ニ御座候、就夫今度両境之旧記所持仕由書上候、此段ハ未ニ而可申上候、先九鬼大隅守様御代ニも国崎村之者共三かつきの磯江度々盜賊ニ参候を見付候て諸道具押へ取申候、依其二双方儀絶ニ御座候を慶長三年戌ノ五月十六日外官長官時彦ト申一ノ神主御座候、是則九鬼大隅守様姉婿ニ而御座候、此長官御越ニ而何れも和田可然由御申被成、右両境目之びん水と申所ノ浜ニ而中直り仕候、其蓋之半ニ長官御申候ハ、我今此嶋江立越双方中直之知へに残かつき一日国崎村へかつせくれ候へ、以来之儀ハ堅可申付とさまノ御申被成ニ方、御長官と申又ハ所守護仁御主之姉婿ト申、旁以不及是非又一日之かつきゆるし、合而二かつき国崎村之分ニ申定候処ニ、右申上候旧記於所持仕者など其時出し御沙汰ニハ不預哉、今更事新申出候御事

一、未之年六月十三日ニ国崎村之者ミかつきの磯江盜ニ参、ミかつき船七艘石鏡村江引取申ニ付、鳥羽庄屋太次兵衛、九郎左衛門、相差村浦村庄屋年寄井山田一木町のしや次右衛門、同宗右衛門、右此衆之被越、此義喫度由ニ而被申候ハ、先七艘ノ船ハもとより国崎へ返し候へ、扱先年双方何角ト在之ニ付外宮御長官時彦御肝煎を以和談ノ上ニ而一日ノかつきをゆるし被置候と及承候ニ、又候哉申茂如何ニ御座候得共何れも是迄参あつかひ申しましニ今二日かつき国崎江用捨有度と色々被申候時ニ、御公儀様被申上御苦勞かけ申事憚多く

石鏡村庄屋 勝五郎

年寄 新十郎

同 甚兵衛

地下中

進上 御奉行所様

〔解題〕

国崎村は前代から神宮へ熨斗鮑を献上していたが、その鮑を採る「みかづきの磯」をめぐり慶安四（一六五二）年に石鏡村と争論が發生した。両村が占有権を主張するが、この浜では正月から五月末まで禁漁区とし、六月朔日に神事として鮑漁を行うこと、その際には国崎村、石鏡村など五か村の海女が参加していることが分かる。両村の衝突は国崎村に怪我人が出る激しいものとなったが、その原因となった「棹」は、海女漁において用いられる引き竿であるうか。

〔12〕「石鏡村国崎村海山境目相定覚」（明暦二「一六五六」年）

〈石鏡漁協文書〉

石鏡村国崎村海山境目相定覚

一、御饗磯之儀付国崎村より目安指上候二付、石鏡村より返答書為仕、両村之庄屋年寄共鳥羽江召寄双方申分遂穿鑿之處、国崎村庄屋年寄共非儀之申分紛無之付、如先規山者掘切を境目に相定、掘切より北之方者石鏡村領内、南之方ハ国崎村領内ニ申付候上者、自今以後境

と存、此砌も不及是非又二日ゆるし申候、然者前後以上四日国崎村庄屋残かつき仕候由候、其以後ハ何胤ニ而も右之磯江入申義無御座候、最前御長官ノ嘜此度之衆ノ嘜両度之嘜之時一度も旧記之沙汰無御座候処、剩今度ミかつきの磯を国崎村之領と申事一向不謂義申かけ候、所詮此段右嘜衆江御尋之上彼嶋江御見使なとも奉仰候、就中此四五ヶ年石鏡村御神事ニ不罷出候由申上候、就夫申上候、七年以前申年かつき上ケ申候御肴国崎村ニ請取不申候、其上御神事之人數も入不申候、此子細御尋成可被下候御事

一、先年石鏡村之半助と申者右之磯ニ而あらめを切盜侘言仕候と申上候、石鏡村之磯ニ而取申候ニ何とて国崎村庄屋も侘言可仕候哉、是以偽ニ而御座候ニ付、当七月朔日ニ石鏡村之庄屋勝五郎船是も右之磯ニ而荒布切申処ニ、国崎村庄屋押よせ理不尽ニ船ヲ引とらんと仕候時、石鏡村庄屋大勢人数催し候なと申上候、か様ニ偽りのミ申事何共返答難申迷惑仕候、是ニ付国崎村庄屋五兵衛と申もの老人を出、庄五郎船之者共散々打擲仕ニ方此方ノ者其たゝき棹之末をとらへ五二引ひかれ候処、さほのさきおれ候而五兵衛引かち申之勢以我手ニ胸ヲつき我二疵もとめ候、五兵衛を石鏡村へ捨置帰申候、其疵此方ニ存儀ニ而無御座候得共、国崎村之者共いかさま公事内匠と見へ申候、此五兵衛疵はつか成事候へ共、自然之儀出来候得者越度共ならん哉、又ハ御公儀様大事と存乍無心も養生させ国崎村庄屋をくり申候、前後国崎村庄屋申上儀一ト而実成事無御座候御事

右申上返答条々被為聞召、愈如前々被為仰付被下候者難有可奉存候、已上

慶安四年卯 九月吉日

目出入之申分仕間敷事

一、海之境目と今度江原善左衛門、桑野兵左衛門、山下藤兵衛檢使に遣し境目之塚つかせ候、塚より沖江すくに見渡し塚方北之海者石鏡村領内、南之海者国崎村領内ニ相定上者、自今以後万々獵仕候時互境目を少成共入越申分仕間敷事

一、御饌磯者如先規毎年正月朔日より同五月晦日まで留磯二仕、六月朔日に御神事之御かつき仕、其以後六月中に日数四日御神事之残かつき国崎村之蠶共如先規為仕可申候、右之日數過候而後者国崎村より御神事之磯江一切手さし仕間敷候、石鏡村よりハ御饌磯日数五分国崎村よりかつき相濟候ハ、其以後極月晦日までハ石鏡村よりかつき可仕候、其外若和布荒和布たてあミ釣之獵ハ何時成共石鏡村より可仕事

右之通相定上者少も相違有間敷候、為其石鏡国崎両村江銘々に書付遣置者也

明曆式丙申年十一月朔日

山下藤兵衛 (花押) (印)

館野新兵衛 (花押) (印)

谷口三大夫 (花押) (印)

加藤茂右衛門 (花押) (印)

石鏡村 庄屋

百姓中

〔解題〕

国崎村と石鏡村との間の漁場争論は、鳥羽藩の奉行により明曆二(一六五六)年に裁許が下され、塚が築かれて村境が確定した。「みかづ

きの磯」については、六月朔日の神事のほか六月中に四日間は国崎村の海女が漁をし、以後は十二月晦日まで、鮑漁だけでなく海藻漁や楯網漁、釣り漁を含めて、石鏡村が権利を持つこととしている。

〔13〕〔坂手村・石鏡村漁業争論文書〕(元禄三「一六九〇」年)

〔石鏡漁協文書〕

謹而言上

坂手村庄屋 次五兵衛

肝煎 喜平次

惣百姓

一、坂手村之儀者小嶋故田作少茂無御座、勿論獵場無之村ニ而御座候へハ、九鬼大隅様以降御代々様方七浦漁之御証文頂戴仕、りやうすなとり仕来御年貢御水主米御浦役等并御公用相勤申候御事

一、坂手村之者共前々之通かりすな取ニ罷出候処ニ、当正月より石鏡村之者共坂手村之獵道具魚和布をとり、其上浦領内迄防申候而坂手村之所職留られ、百姓共難儀ニ奉存候御事

一、今月朔日ニ私共方石鏡村役人中へ書状遣シ申候訳ハ、此方之者共獵漁に參候処ニ、其許地下中出合獵道具を取被申候由、此村之者共迷惑ニ存候間、此段百姓中へ被仰付可給之由申遣候処ニ、右之返事ニ獵場を立きり申候ハ、重而取申間敷候間、其許百姓中へ可致異見之由申越候御事

一、坂手村之儀ハ獵海一へんに所職を営申候村之儀ニ御座候へハ、家職不仕候而ハ難成奉存候故、其後毎日漁ニ罷出候へハ弥石鏡村方獵

道具をとり、其上村中立合様々之雜言申かけ致打擲候へ共、大勢之儀ニ御座候へハ不及是非ニ罷帰候御事

一、今月七日ニ浦領内江すなとりに罷出候得者、浦村方大勢罷出、さんくんに致打擲、八艘之猟道具魚若布取、其上舟式艘浦村へ引取申候上ハ、石鏡村与一同ニ罷成坂手村をつふし可申たくみと奉存候、然上ハ坂手村之者共かつめいにおよひ迷惑仕候御事

右之趣御公儀様江御苦勞申上候難儀儀奉存候へ共、石鏡村方加様ニ仕かけ申候へハ村中及渴命申事迷惑奉存、乍恐双方被為召寄被為分聞召、前々のことく被為仰付被下候ハ、難有可奉存候、以上

元禄三年午ノ三月十五日

御奉行所様

如此目安差上候間、返答書致来ル廿七日ニ山下太左衛門方迄持參可仕候、於遲參者可曲事者也

十月廿二日 山下太左衛門判

石鏡村 庄屋肝煎 參

乍恐返答書之御事

一、今度坂手村方「」に九鬼大隅守様以來 御代々様方七浦にて漁捕之御証文頂戴仕猟漁仕来候由書載奉差上之候

坂手村方 御代々様之御証文有之由申上候、兼而所持仕候者、先御代々様之御時にも不仕候、猟漁捕仕当年に至て公事たくミ仕、

今 御公儀様をも不奉憚候段、乍恐難心得奉存候御事

一、坂手村之者共かりすな取に罷出候所に、当正月石鏡村之者共坂手村之猟道具魚若布を取、其上浦領内まで防申段書付差上申候

此段難心得儀坂手村方申上候、浦領内防申義者、九鬼長門守様御証文之通銀子式百目宛海山之御年貢として毎年上納仕来、石鏡村猟場に紛無御座候処江、坂手村之者共理不尽に炮采螺取申故、猟道具取申候、如先規釣蛸計仕儀に御座候得者中々構申儀にて無御座候、此方之家職之場所にて坂手村之者共に恣に漁捕仕らせ候得者石鏡村つふれ申候上は、釣蛸之外とらせ申事不能成候御事

一、坂手村方之書状此方方返事仕候状之写式通奉差上之候
一、坂手村より毎日漁にまかり出候へは、石鏡村方猟道具取其上村中立合様々雜言打擲仕候由申上候

此段不謂儀申上候、如前々釣蛸計仕候得共別儀無御座候、当年に至て新儀をたくミ海藻炮采螺取申に方猟道具取申候、又打擲仕候など、申上候儀者偽にて御座候御事

一、坂手村方申上候者、三月七日に浦領内江漁に罷出候得者、浦村方大勢罷出散々致打擲、八艘之猟道具魚若布取、其上船式艘浦村江引取申候者石鏡村と一同に罷成坂手村をつふし可申たくミと奉存候、然上は坂手村之者共渴命に及び迷惑仕候由申上候

此儀坂手村より不存寄新儀をたくミ申懸候得共、中々浦村と一同にてハ全無御座候、坂手村之儀者古来方蛸釣申計之猟仕候而外之猟すなとり不仕処に御座候、此段石鏡村より申上候計にて御不審に可被為思召御事御座候者、残六ヶ村之者共被召出乍憚御尋被為遊可被下候御事

一、当村之儀兼々御存知被為遊候通田畑すくなく御座候故、第一炮采螺を取朝夕のいとなみに仕候、其上若布ハ正月より三月迄磯を留、又あらめ之儀ハ六月まで留磯に仕候而、伏見之商人に売御年貢浦役

水主米に上納仕候、留磯江坂手村之者參我まゝ仕候故獵道具取申候御事

一、坂手村に御証文所持仕候ても、昔島桃取村江は磯に境を立例年米を出し候而も蛸榮螺岡磯之海藻一切とらせ不申候に、まして石鏡村磯之儀ハ名吉之時分に罷成候へは大事に仕、へたかつき立網もさせ不申、名吉之時分も過候へハ老若へたかつき致し毎日之口すき仕磯に御座候へハ、一入大切に奉存候、近年は石鏡村にも大分に借金御座候故地下之もの共別而困窮仕罷在候得者、蛸榮螺若布あらめ坂手村江とらせ申儀一切不罷成候御事

右之条々如先規被為仰付被下候者難有忝可奉存候、以上

元禄三庚午年十月廿七日 石鏡村庄や庄助

同所肝煎 太郎左衛門

惣百姓

〔解題〕

元禄三（一六九〇）年、石鏡村の漁場に坂手村の海女たちが出漁したために、両村の間で発生した争論の史料。坂手村は九鬼嘉隆時代から「七浦漁之御証文」を受け、広範囲で自由に漁を営む権利を有していると主張した。対して石鏡村は、蛸漁や釣り漁は構わないが、鮑、榮螺、海藻は「此方之家職」であると反論する。若布と荒布は季節により留磯としてのこと、ボラ漁の時期には海女漁を停止していることなどを根拠としている。石鏡村の主張に基づけば、蛸漁や釣り漁などは広域的な漁業権が認められている一方、昔島、桃取村（答志島）などの事例でも、海女の磯漁は区分されていることが判明する。

〔14〕乍恐奉願口上書之御事（和具村との争論につき布施田村口上）
（宝曆十一「一七六一」年）（越賀郷蔵架蔵布施田区文書）

瀧田方拝借 式通之内

乍恐奉願口上書之御事

一、布施田村領小嶋磯あざミ之儀ハ石嶋渚之続キ磯ニ而、当村百姓共古来方かせぎ仕来布施田村領ニ紛無御座候、然処去ル卯ノ六月十九日当村百姓共小嶋之磯々ニ而荒布かつき居申候処、和具村方舟數十艘ニ大勢乗組參、右あざミ磯ニ居申候当村之舟ニ取掛り、理不尽ニ曳申ニ付、布施田村領之義此磯ニおゐて和具村方少も差構イ申管可有之哉、難心得仕形之旨申段々相防候得共、数十艘ニ而取巻キ多勢之者共強氣ニ働キ候故、小舟之義不及力ニ無是非被曳取候ニ付、磯々ニ居申候者共付随ひ所存之程相尋度追々和具村迄參候而段々相對仕舟差返候様ニ申入候得共、理非をも聞分ケ不申大勢口々雜言を申、舟破レ候茂不顧当村之舟十四艘山際迄曳揚候義無躰之仕形ニ候得共、大村之大勢逸茂相手ニ難成強勢之人數取合候而ハ怪我等之義茂無心元遠慮仕候而、和具村下役方江參相對仕候趣ハ、今日布施田村舟を其元百姓中理不尽ニ曳取被參候義難心得、其上付添參候數艘之舟迄被曳揚候儀如何様之所存ニ候哉、右之舟々早速被差返候様ニと申置浜迄引返候処、則地下方指図と有之曳揚候舟式艘ハ留置、外舟皆々さしおろし返候様ニと申參候処、則和具村百姓中船差おろし申ニ付、式艘之船指留置可申とハ不心得と又候地下へ申入候処、何分指戻ス間數旨申候而論果不申候ニ付、右式艘之舟和具村へ当分預ケ置可申候間、船并諸道具共紛失為致間數預り之書付被出候様ニ申入

候処、則下役預り之書付被渡候二付、舟諸道具等預ケ置右舟主外舟共在所江罷帰候而右之段々私共早速申届候二付、驚入則和具村江人を以申遣候ハ、今日布施田村領小嶋磯ニおみて其元百姓大勢相催され存之外之被致方難心得候、留置候舟兩艘共指返シ被申候様ニ申遣候処、却而和具村役人中段々不埒而被申掛、其上事を好ミ候趣ニ相聞ヘ候得ハ、中々相對ニ而ハ難濟シ義、彼是延引仕候而ハ右式艘之舟主共差当り家業ニ離レ候義旁以難捨置、依之翌廿日小村武太夫

殿迄右之趣委細申届、曳参候船等茂早速差戻シ候様ニ御申渡之義願入候処、委細御聞達ニ候得共今年重キ御苦勞申上候而相濟候間も無之候得者、双方相對之上内濟可仕義可然候、舟茂指返候様ニ和具村江可申渡与御申聞ニ付御尤之義ニ存罷帰、和具村ヘ右之趣を以相對ニ指遣候処、舟等もさ戻シ不申、剩右布施田村領あさミ磯之名をかヘ和具村之領分坏と存之外之義被申越、驚入弥々役人中一統ニ事巧之趣其分ニ難差置罷成候、併兩村之義ニ付而ハ近年上々様重々御苦勞被成下置候折柄ニ御座候得者、何卒内濟之御勘弁可被下と小村武太夫殿迄去卯ノ七月口上之覺書を以申上置候御事

一、同卯十一月七日、御座村越賀村片田村舟越村右四ヶ村庄屋中被立越、兩村出入之義内濟茂致候様ニと段々被申聞、其後十二月三日小村金藏殿并四ヶ村庄屋中越賀村江御立越、私共被呼寄用無事之御異見被申聞候得共、前々之通以来和具村方手指等茂不被致候ハ、難事無之義と存候得共、此度之ことく我俣を被働候所存ニ而ハ此上無心元奉存候ニ付御断申入候御事

一、去辰ノ二月六日小村金藏殿并右四ヶ村庄屋中越賀村江被立合、私共被呼寄候ニ付磯之義委細ニ申入、則案内仕立合之上あさミ磯見分

被成候而、翌日右磯之訳被相尋候二付、布施田村領ニあさミ之義ハ御見分被下候通小嶋続キニ紛無之場所ニ御座候得ハ、先規之通向後和具村方申分不仕候様ニ書付申請度段願入申候、同八日又候御呼寄暖之書付与有之封候而被相渡候ニ付引退披見仕候処、存之外成暖之書面故、私共驚入早速庄屋中迄右書付差返シ申候処、百姓方江も相談仕候様との義ニ候得共、迺も百姓共ヘ披露及不申書面ニ御座候故御断申、私共引退申候御事

一、同二月廿六日小村金藏殿方被申聞候ハ、双方出入之儀乍此上内濟為致度、依之同勤中ヘ頼入預り暖度由御申聞被成候ニ付、右御苦勞可被下様ニと御頼申入置候得共、延引ニ相成候義氣之毒ニ奉存度候、御頼申入候処差置申義ニ而ハ無之候得共追々御用等御指支之趣ニ而御取懸難被成由、私共江も度々御申聞有之候而是迄相延ニ当巳ノ三月十六日片山源右衛門殿下村嘉九左衛門殿小村金藏殿越賀村江御立越、翌十七日布施田村小嶋江御越候而私共茂立合候上此度及論争候あさミ磯之義布施田村小嶋磯ニ紛無之様子、右浜渚続キ磯続等迄懸御目申候、尤布施田村領あさミと和具村領とハ間限有之義等預御見分候、然此度和具村方ませ続と不存寄義被申懸候ニ付、為念右ノ瀬と双方磯堺之慥成間限有之候義ハ別而掛御目ニ置申候、夫方和具村大嶋江御立越被成候而翌十九日大庄屋衆方私共江被申聞候ハ、布施田村方ハ磯之字あさミと申勿論小嶋磯ニ而、前々方村中かせき仕来り布施田村領ニ相違無之段被申出、又和具村方ハ字ちよたいと申和具村領之旨同様ニ被申出候趣を以、此度之磯兩郷入相ニ仕和談茂致候様ニと私共江御申聞被成候得共、磯場せばく渡世無數布施田村ニ候得ハ跡方も無之儀と申末々之難渋ニ罷成候義ハ倒惑至極ニ奉存

候ニ付、御慶之趣何分御断申入候処、百姓方江も右之趣為申聞候様御申有之、不及其義存候得共、其旨申聞候処弥以百姓共御断申上候御事

一、享保九辰年三十八年以前泉州佐野浦船頭三郎右衛門水主共十四人乗肥後米式千式百三拾俵大坂ニ而致船積走參候処、俄ニ□ばやてニ而よぜへ船走当候処、風波強ク右之瀬乗越候而碇さし入候処、海水之道出来致シ西風強布施田村領あさミノ西寄りニ船懸留メ居申候ニ付、当村方船數十艘村役人并百姓共大勢召連參荷物米數日取揚申候内無程破船致候、右布施田村ニ支配仕候処相違無御座候、其砌和具村方少々申分茂無之候而罷過候、則其節当村方出シ候浦手形之控尚又舟頭水主中取置候連判之置手形所持仕候ニ付、奉入御覽度奉存候御事

一、天和元酉年八十一年以前土井周防守様御初入之年松本茂左衛門様井上吉兵衛様西井又右衛門様飯塚金兵衛様江差出申候村中諸色書上之控所持仕候、右書上表小嶋漁場悉相記、猶又あさミ嶋之義委ク書載有之候ニ付、奉入御覽度奉存候御事

右之通あさミ之儀ハ小嶋磯ニ而海底一面ニ相統候磯ニ御座候而、和具村大嶋渚方ハ海上百七八拾間余も相隔り、勿論間限り有之候、然処此度和具村よぜ続と不存寄義を被申懸候得共、当村あさミ嶋与和具村よぜとハ海上四丁計茂相隔、是又磯ニ慥成間限り御座候得ハ、御見分被為成下候上ハ境明白ニ相分り申候場所ニ有之候、右ニ申上候通先年土井周防守様御代指出申候書上之表、并其後佐野浦船破船之節当村支配仕手形等右両通所持仕候ニ付奉入御覽度奉存候、猶又古来方所持仕候村絵図ニ茂右あさミノ義書載有之候義勿論ニ而、布施田村領ニ少茂紛

無之、和具村方手差仕場所ニ而ハ曾而無御座候ニ付、數ケ年之間何之申分も無之当村百姓年来かせぎ仕来り候処、去々年ニ至り和具村方事を巧強勢之者共を撰ひ大勢ニ而手ごめニ仕、其上一日之費茂相惜ミ候家業之舟理不尽ニ曳捕參、去卯ノ六月方是迄三ケ年ニ相成候中式艘共被差留置、長々かせぎ等茂得致不申、舟主共迷惑仕罷有候、猶又当村之義ハ元來磯場等もせばく候故、小嶋磯之義ハ纒之所も別而大切ニ存、村中不断百姓共渡世第一ニ仕候磯之義ニ御座候処、大郷之和具村方ケ様ニ我俵を被致以之外之義を申懸、家業を被相妨候而ハ当村百姓共甚難渋仕難相立候ニ付、恐多奉存候得共不得止事を御願申上候、右之趣被為聞召分愈御慈悲を以右場所御見分被為成下、奉願上候通ニあさミ磯之義弥先規之通被為仰付被下置候ハ、惣百姓一統千万難有仕合ニ可奉存候、依之乍恐以口上書申上候、以上

宝曆十一年巳五月 布施田村庄屋 太郎左衛門

同 勘太夫

肝煎 弥平次

同 甚兵衛

惣代 惣兵衛

同 茂平

地下中

長坂孫右衛門様

〔解題〕

布施田村と和具村との間の漁場争いは、江戸時代を通して絶えず、近代以降まで継続している。本史料は越賀郷藏に収められる布施田区

文書の一つで、宝曆十一（二七六一）年に布施田村が藩に対して和具村を訴えた文書である。数十艘に乗り込んだ村びと同士が激しく争い、海女漁の道具のみならず舟まで差し押さえるに至った。注目されるのは、争点となった「あさミ嶋」の磯場について、海底の磯続きか否かが問題になっている点である。目印となる山や木の見通し等により海面に境界線が想定された一般の漁場争いとは異なる、海女漁の特質と見えよう。

〔15〕「石鏡村一件願書之控」（文政三「一八二〇」年）

〈海の博物館架蔵浦村文書〉

（表紙）

「文政三辰年より 石鏡村一件願書之控」

奉願上趣意

一、浦村領之儀者年々九月節句迄三月節句迄網漁御差留メ被為仰付義者 御先代様方 御当代様共御同様之御儀ニ而、弥堅奉相守候、然ル処当辰二月三日於砥谷浦普請漁事御願申上、則村方下役人共并魚見同道仕御膳場為取繕、砥谷浦へ罷越候処、石鏡村之者共大勢乗組海鹿取ニ罷越候様子ニ而、船数四五艘も相見候二付、魚見共相答候処、甚吉与申者種々雑言仕、其上所々漕荒し申候、右二付魚散乱仕候得共、御役人様方御乗船間茂御座候へ者見合居申候得共、弥魚形悪敷相成、当日漁事御延引御願申上候儀ニ御座候、其後茂魚形同様二付漁事無御座候、是迄度々及不行儀候上此度之義猶以難捨置、浦

御奉行所様江御願可申上段石鏡村江及駈合候処、庄屋新兵衛罷越申候ハ、石鏡村之儀者九鬼様御代慶長年中々銀式百目ツゝ差上、浦村領海山共一円漁獵致候、尤 御当代様江茂御達し申上差出し帳面江茂書入置有之候得者、海山一円自由ニ仕候趣申置罷帰り申候、此義者九鬼様初御代々様 御当代様方茂被為 仰渡候義承り不申候、尤石鏡村境堀割ハ鍋釜落迄ハ海山入相之場所ニ致有之候、為其代り石鏡村領海藻ハ不残浦村江取来り候、沖長瀬之儀者布貝苔ハ石鏡村ニ取申、是も海鹿ハ浦村江取来り候、海山一円石鏡村方自由ニ仕候与之申分不得其意奉存候、刺大潟浦鰯之住所迄茂蟹を入候二付、近年者秋魚茂留り兼申候、左候而者不漁之基 御上之御不益ニ茂可相成奉恐入候御儀ニ御座候、加之春尻奥山江入込伐荒し候二付、雑木下草ハ勿論御用之松木迄茂生ひ立不申候、浦村田畑御年貢之儀者物成を以御上納仕候得共、水主米六拾石余之処ハ年々十月末浦留り後春尻奥山ニ而村中一統相持候余情を以御水主米御上納之手当テニ仕来り候処、右之振合ニ而難渋相重り年々他借を以御堅濟仕候事ニ御座候得共、金子江不作略ニ相成、今ニ而者他借難出来、追々村方困窮相募り申候へ者、此上之処御上納之差障りニ相成候而者何共奉恐入候御儀ニ御座候、且又石鏡村方不行義相働候義度々御座候へ共、近年見答候処一二ケ条左ニ奉申上候

一、去ル寅年十一月廿三日昼七ツ時頃、石鏡村方人を以申越候者、唯今白浜江鰯出懸り候間、網遣致度段申候二付、不相成段返答申遣急々政道之者白浜江差遣候処、石鏡村網船ハ鍋釜落迄引下り居候得共、白浜ニ而網遣仕候様子ニ相見へ申候事

一、去ル卯年十二月七日昼七ツ時頃、石鏡村之者共白浜ニ而網遣仕候

段浦村漁師共見答置候事

右式ケ条乍恐以御憐愍御堅慮被為 成下候様、奉願上候、前段奉申上候通ニ而者弥難洩相重り、村方相統之義何共無覺束、歎敷奉存候、何卒此段被為 聞召分以御憐愍先規之通被為仰付 被為 下置候ハ、村方一統難有可奉存候、以上

願書之控

乍恐奉願上御訴訟

一、浦村惣百姓共奉願上候、当二月三日於砥谷浦普請漁事奉願上候而下役人并二魚見共砥谷浦へ罷越候処、石鏡村之者共大勢乗組船數四五艘茂相見へ候ニ付、相答候得共一向聞入不申、剩乘組之内甚吉与申者種々雜言仕、其上所々漕荒候故魚散乱仕、無抛当日漁事御延引奉願候義ニ御座候、是迄度々不行儀相働候上又候此度之致方猶以難打捨置、石鏡村へ及駈合候処、庄屋新兵衛罷越慶長年中九鬼様方御印紙頭戴仕居候趣ニ而写書持参仕、右ニ付浦村漁海山共一円自由ニ仕候段申置罷帰り申候、左候而者此上御留浦政道茂行届不申、奉対御上江候而茂奉恐入候御儀ニ奉存候、且又石鏡村方数年来海山江入込渡世仕候ニ付、浦村自然与困窮募候、其上海山共一円自由ニ致候而者渡世之致所茂無御座、弥難洩相重り、村方相談茂無覺束可及退転ニ茂此段何共歎ケ敷、百姓共村方領内ニ而渡世仕度、不得止事奉願上候、乍恐右之段被為分 聞召自今以後石鏡之者共浦村領内江一円入込不申候様以 御憐愍被為仰付被為 下置候ハ、一統難有仕合ニ可奉存候、以上

文政三辰年十一月 浦村百姓惣代 甚太郎 印

差出し申御請一札之事

一、去七月十二日浦村領春尾尻奥山ニおいて浦村石鏡村両村小前之者共口論ニおよび候趣達 御聴、各様江御取調之儀被為蒙仰候付、私共御呼出し喧嘩之始末御糾ニ御座候、右者山之入相際限不相分候ニ付、両村小前之者共心得違相論候義ゆへ、御見分之上際限相定メ被下候様申上候処、先達而御両所様并組内老分之庄屋中御同道ニ而山手御見分之上石鏡村江樵致候場所等御定之上内濟ニ而相談相調居候処、当二月十五日浦村方石鏡藻取ニ参り候ニ付、又候口論および各様江達御聞御取調之上、石鏡藻ハ年々三月十五日方浦村口明いたし来候処、二月十五日口明候儀ハ不都合ニ付自今以後如前々之例之通洲藻ハ正月四日方石鏡藻ハ三月十五日方浦村江明可致様御理解ニ相成御取扱之所、違背不仕承知奉畏候、右之通和談内濟仕候儀者両村共一言之申分無御座候、依之差上申御請一札如件

文政六年三月 浦村頭百姓 甚太郎

同 佐吉 印

肝煎 茂兵衛 印

同 又吉 印

庄屋 治郎八 印

同 多右衛門 印

同 伊兵衛

同 伝右衛門

同 佐吉

肝煎 茂兵衛

同 又吉

庄屋 治郎八

同 太右衛門

石鏡村頭百姓

權七

同 茂兵衛

孫市

肝煎 良助

同 六兵衛

庄屋 新兵衛

小林政治郎殿

中村幸右衛門殿

前書御取扱之趣私共立合承知仕候処始末少し茂相違無御座候、依之奥印仕候、以上

小濱組惣代答志村庄屋 宇七

菅島村庄屋 千右衛門

坂手村庄屋 藤兵衛

御座村庄屋 大夫三郎

小濱村庄屋 十兵衛

〔解題〕

浦村ではボラ漁のために九月節句から三月節句までは網漁を差し止めていた。楯網で湾を仕切り群れを一網打尽にする大規模なボラ漁は、鳥羽藩役人らを招いて見物させる行事となったが、文政三（一八二〇）

年二月三日に予定していた行事は、石鏡村が海藻漁に五、六艘の船で入ってきたため、中止せざるを得なかった。石鏡村は浦村領について「海山共一円」の権利を主張するものの、浦村側はこれを否定し、石鏡村の蟹（海女）が入ることでボラ漁が不漁に陥っていることを訴えている。この争論は、小濱組惣代らの仲介により、海藻漁の口明け日を定めることで内済が整った。海女漁と他の漁業との関係を考える上で興味深い一件である。

(五) 海女の多様ななりわい

〔16〕三州松江彦兵衛船荷物刳捨候ニ付諸方控

(天明六「一七八六」年) (海の博物館架蔵・小浜村文書)

(前略)

差出申浦手形之事

一、三州松江直乗船頭彦兵衛船水主共拾三人乗、外二木綿上乘老入、今般回国平坂表方江戸廻シ本田中務大輔様御米八百俵、石川阿波守様御米三拾式俵、北条相模守様御米八拾俵、岡部甲斐守様御茶拾四箇、其外商人荷物米酒木綿大豆小豆積合当午八月廿八日右湊出帆被致同九月朔小浜浦江入津被致滞船之処、同六日夜俄二東風強吹大時化日和二罷成候ニ付舳不残差入被申候処、同夜八ツ時分ニ至別而風波巖敷罷成候ニ付差入被申候舳引ケ候而元船浜辺浦日ヶ崎与申所之

磯近相成候得者、元船之鱸江下ヶ置被申候橋船右磯江打上られ即時
 二乱申候二付、船中驚様々相働被申候得共次第二舳引ヶ、最早元船
 鱸磯江相当り危相成申候二付、無是非鱸荷商人米并大豆小豆凡百四
 五拾俵余も刎捨被申候而彼是相働被申候之内、南風二替シ候而地方
 方吹出し候故漸々元船右磯替シ相助り被申候由、翌七日風和候処、
 右橋船無之候而者差入被申候鱸江茂難相成候之故当村并鳥羽浦二而被
 聞合候処、幸鳥羽浦二相成古橋船有之候而相求被申候、右之趣当
 村船宿を以拙者共方江相屈被申候二付早速船中江罷越候処、同国類
 船之船頭中茂当浦并鳥羽浦二居合被申候而船中江被參立合之上、捨
 残荷物仕訳致候処、商人米俵高百貳拾三俵、餅米八俵大豆拾七俵小
 豆拾三俵糧米八俵、都合俵數百六拾八俵之不足二御座候、御屋鋪御
 荷物之義ハ相違無御座候、尤此度之義手前改ニいたし捨り荷物之分
 船手方相弁被申候趣被申出候二付任其意候、尚又右之趣ニ候得者損
 失等有之候之故江戸表御問屋衆中江合力願ひ被申度由国元御荷主衆
 中江江戸表江通達有之候様書狀差出し被申候由承り申候、且又右之
 段鳥羽役所江茂書付を以注進致候処、諸事入念取扱可致旨被申付候、
 同七日方十日迄日々乗組中并類船之手伝人当村方罷出候人足立合之
 上右捨荷物掛上、尚又答志村ニてあま雇ひ被申候而海底江入らセ掛
 上申候処、米三拾俵餅米七俵大豆大痛五俵小豆大痛九俵糧米貳俵
 俵高五拾三俵掛上申候、残百拾五俵不足致候、是ハ右六日夜高波ニ
 而俵乱候敷またハ汐行沖江払候所ニ御座候得者、深々江引出し候や
 相知不申候、同十一日右掛上候荷物入札を以売払被申度由被申出候
 二付鳥羽表并近辺江相触候而入札を以相払被申候処左之通二御座候

覚

一、皆濡米拾俵 但五斗五升入

金拾兩二付拾七俵三分也

代金五兩三步下羽書老奴八分四厘

一、同貳拾俵 但四斗式升入

金拾兩二付廿壹俵七分替

代金九兩下羽書拾三匁八分六厘

一、同餅米七俵 但四斗入

金拾兩二付貳拾俵八分替

代金三兩壹步下七匁三分八厘

一、同大豆五俵

但し大痛乱俵千立壹俵半

代金貳步

一、同小豆九俵

但し大痛乱俵千立五俵、是ハ元船江積入被申候

一、同糧米貳俵

是ハ千立元船江積入被申候

俵高五拾三俵

代金拾八兩三步下六匁分八厘

一、金貳步

是ハ七日方十日迄刎捨荷物掛上候節村方日々人足差出申候二付日

雇賃并為酒代差置被申、請取申候

右之通各方并拙者共小浜村船宿七郎兵衛立合相改申候処、此書面之

通相違無御座候、尤沖間以來之義ハ不存候得共、船頭水主中口上書

を以差出申浦手形仍如件

天明六年九月 志州小浜村肝煎 太兵衛

庄屋 治左衛門

久大夫

三州松江直乗船頭 彦兵衛殿

前書之通村役人方江置手形取之、浦手形差出候旨相届候ニ付、奥書如斯二候、以上

志州小浜村支配 大庄屋 下村角左衛門 印

〔解題〕

天明六（一七八六）年九月に、領主米や酒・木綿等を積載した三河国の彦兵衛船が鳥羽の小浜村沖で難船（破船）した際の処理記録。一件記録中から、小浜村役人が船頭彦兵衛に交付した浦手形を採録した。沈船を防ぐために刎ね捨てた荷物を探るため、答志村の海女を雇って海底へ潜らせ、米穀類五十三俵を引き揚げている。小浜村では海女がほとんど居ないために答志村から雇用したのだと思われるが、志摩国の漁村では難船の発生時に海女が雇われ、沈荷物を引き揚げることは一般的に見られた。

〔17〕「石鏡村・浦村磯漁争論訴状（部分）」（年未詳）

〈石鏡漁協文書〉

（前略）

一、論事中浦村ニ破船有之、沈荷取上方ニ困り国崎村海士雇入候故、

論中当村差支候ハ、組合答志昔島海士雇入候ニおゐてハ申分無之候得共、当村ハ海士稼場^{カキ}へ他組方入候而ハ後々何等差障りも如何と以書付其節組元同所出張先へ願候得共、取敢無之国崎海士ニ而相濟、随而今浦村神祭之節年々国崎村海士参り浦海ニ而匏取候様子ニ候得者、見届不申ニ過來り候処、昨年六月十五日国崎村海士兩人小村嶋辺内外海士入候折柄当村神祭見分ニ参候者共見届水主海士共名前承り、其段双方申届候得共両村役人不頓着ニ御座候事（後略）

〔解題〕

前欠文書の一部であるが、石鏡村と浦村とで磯漁をめぐる争論中に発生した難船事件について、浦村が他組の所属である国崎村の海女を雇ったことを、石鏡村が非難している。自分の村で海女が不足するならば、同じ組内の答志島や昔島の海女を雇うべきである、と主張した。浦村の祭礼時に国崎の海女が来て鮑漁をしたことも、合わせて答めた。組単位での海女漁の権利が意識されていることが分かる。

〔18〕「進之置手形之事」（元文二「一七三七」年）

〈志摩市蔵・越賀区文書〉

進之置手形之事

撰州御影文右衛門船自身船頭水主共拾式人乗荷物ハ於同国西宮ニ村田屋利兵衛肝煎を以商人之酒千式百四拾式樽、油三拾樽致船積、当巳十一月四日積所出船、同五日朝紀州大嶋沖江参候処、弘潮能段々被引流

船沖立、同六日朝同国九木崎三拾里斗沖ニ而御座候ニ付、地方江走り申所ニ、同夜四つ時全いなさ風夥敷吹掛り大風雨高波ニ罷成、山之佐法一円相見江不申、其上西棍取梶方船江波打込、船危相見江申ニ付、帆下ケ船囲つかせ居申候得者、何分ニ茂船難渡御座候ニ付、船中之者共難儀千万ニ存、無是悲荷物勿捨船足輕仏神江致立願居申候所、同夜八ツ時分何国共不存候得共波音高聞江申ニ付船中之者驚早速綱碇差入可申与致候内ニ、殊之外成荒瀬ニ而即時ニ瀬江船被打揚破船仕候ニ付、船頭水主半死半生之躰ニ罷成当村すくめ嶋与申嶋江上り居申候得ハ、同七日朝五ツ時分当村百姓衆被見付、早速各様并ニ百姓衆大勢御出船頭水主御助ケ被下、荷物船具等何とそ御取揚可被下ニて御情御出被成候得共、殊之外成潮行悪敷、其上地方々余程はなれ候沖之瀬ニ御座候得ハ荷物船具破滓船頭水主着遣掛硯等沖江引出シ流失仕、地方江打寄セ候荷物船具破滓御働を以御取揚置被下、船頭水主口上被入御念御吟味之上近村々江茂流失之荷物船具流寄り候ハ、相知セ給候様ニと御触状御出シ置、安乗浦船問屋方江御人被遣被下候得者則重助殿被罷越候ニ付、私共方口上書御取鳥羽御役所様江御注進被成被下候処、諸事念入申様ニと被仰付候旨承知仕候、荷主中江者船頭方々飛脚を以相届ケ申候、同九日方風波静ニ罷成申ニ付、各様海士人足衆召連破船場所江数日御出海底不残所御尋被下候得者、岩間之口ニ碇之すと壱つ相見江有之、外ニ何様之物も相見江不申候、依之右碇御取揚岩間之奥御さかし可被下ニて段々海士を入御働被成候得共、何分女海士ニ而難及難儀ニ存居申候処、同廿七日西宮表方荷主惣代として播磨屋八兵衛殿当着被致候ニ付相談を以安乗浦方男海士三人雇色々才覚ニ而右之碇取揚申候得者、其奥ニ式頭有之候ニ付不残取揚申候而、亦候当村海士人足

御出被下、右男海士共ニ段々海底無残相尋申候得共、右之外一切無御

座候ニ付、御取揚置被下荷物船具破滓等各様并私共立合相改申候而荷物之儀者江戸表江積送申候ニ付、痛朽相改明樽終出シ入替前浜迄引取、

船具破滓之分者壳払申度旨御願申候得者、近村々御廻状を以御触被下候ニ付、鳥羽浦安乗浦者船問屋重助殿方書状差遣シ方々商人呼寄七

入札を以高札江相渡し申候、依之御取揚被下候荷物船具破滓之覚

一、酒百七拾老樽 但シ直シ樽共

内

八樽五分五厘

從御公儀様御定之通浮荷物式拾分一、越賀村江相渡申候

(油樽、朋樽、破樽、鉄碇、破滓、破帆、麻物綱略)

〆七色

右壳払代金 合文金九両式歩ト拾匁九厘 兩替六拾匁割

此金體ニ請取播磨屋八兵衛殿江相渡シ申候

右之通此書付之面少茂相違無御座候、自今以後荷物船具之儀ニ付いケ様之六ケ敷儀出来仕候共各様之儀者不及申ニ越賀村郷中江少茂御苦勞

掛ケ申間敷候、何時成共此連判之者共罷出急度埒明可申候、為後日進

ミ置手形仍而如件

元文二年巳閏十一月十五日 撰州御影船頭 文右衛門 (印)

同船親方 長三郎 (拇印)

水主 久右衛門 (拇印)

同 清九郎 (拇印)

(七名略)

かしき 次郎松 (拇印)

荷主惣代撰州西宮

播磨屋八兵衛(印)

志州越賀村庄屋 磯和清十郎殿

同 中村吉郎右衛門殿

肝煎 浅原源兵衛殿

同 小嶋六助殿

同国安乗浦舟問屋 浅井重助殿

〔解題〕

元文二(一七三七)年に摂津御影の文右衛門船が越賀村沖で難船した際の、船頭から越賀村役人に宛てた置手形。海女によって酒樽百七十一が引き揚げられるが、海底で見付かった碇は、女の力に及ばなかった。そこで安乗浦の「男海士」三人を雇い引き揚げたとする。当時、男海士も居たが、例外的な存在であつたことが分かる。

〔19〕「珊瑚珠御用ニ付御通詞并ニ右珊瑚珠取上方御道具絵図控」

(寛政十一「一七九九」年)〈尾鷲市蔵・尾鷲組大庄屋文書〉

〔前略〕

書状添御役所口頼置申候、同苗共方も愚書上ケ申筈ニ候へ共病氣不勝候上、中暑之氣味ニて引籠り罷有、私出立之頃ハ得書状も認不申、私方宜申上候様申付候儀ニ御座候

一、同苗共方先達而申達候海士式三人、去ル廿日頼ニ遣し候者同道ニ

て着いたし、此節専相尋させ申段申参り候、何れ珊瑚珠御座候ハ、取上り可申奉存候、海松やき之類も(カ)参り候由、未似寄候者も得見遣し不申段申参候、先御待符(カ)御見返旁右之段申上度如此御座候、恐惶謹言

六月二十五日 土井徳藏

杉山半左衛門様

(中略)

(一二月頃)

右者先達而珊瑚珠取揚申様ニとの御通詞以来、土井嘉八郎と申合勘弁仕、尾鷲相賀両組浦々役人共へ相談仕取揚方之義色々申見させ、猶勘弁仕候上前段申出候通り取揚道具品々拵させ、浦役人共一兩人ツゝ乗組セ遣し、折々私共乗船仕心当り之場所引セ候得共、未夕真物ニ似寄候物も得取揚不申、猶又嘉八郎方志州へ海士を申遣、当夏中日々出精相見付させ候得共、海松ヤギサヒ之類而已取揚、似寄り候物も得見当り不申候、此上外々取揚道具ニて致方も無之候得共、猶勘弁仕出精可仕奉存候、以上

相賀組兼帯尾ハし組大庄屋 土井徳藏印

戸口与六兵衛様

〔解題〕

寛政一一(一七九九)年、將軍徳川家斉の命により、熊野灘で珊瑚珠の探索が行われた。尾鷲組では網に籠を付けて船で曳いてみるが、海底の岩石に引つ掛かり、うまくいかない。尾鷲組内の有力者、土井嘉八郎は、志摩から数名の海女を雇って夏の間に潜らせた、とする。

結局、珊瑚珠の探索は実を結ばなかったようだが、熊野灘沿岸の村々と志摩の海女とのつながりを思わせるとともに、海女が海底に潜水する技能は、容易に真似できないものであったことを知る。

〔20〕「旧記」(明和九「一七七二」年)(二見荘区文書)

一、辰ノ三月十九日、京都御所長橋之局御参宮と申、山田御師七之神主并内宮藤浪様より御馳走有之、立石浜ニ新御休所出来、廿日に浜へ御出、四つより八ツ過迄御遊、あまをよび鮑をとらせ、綱(綱カ)を引かせ御慰有之候、御塩殿へも御寄も可有哉と掃地入念、郷中神役老人宛相詰メ候得共、御立寄無之候、村年寄ハ堅田ニ付ケ指上申候、長橋之局とハ申候得共、仙洞御所と申風聞ニ候

〔解題〕

明和九(一七七二)年三月に、京都から天皇側近の女官、長橋局が伊勢参宮に訪れ、神宮御師らの接待を受け、立石浜(二見浦)で遊覧した。その際に、海女の鮑漁を見物したとしている。二見浦は砂浜のため、鮑漁も海女漁も存在しない。志摩から獲物持参で海女を呼び、鮑漁を実演させたものと思われる。歴史的な「觀光海女」の確実な記録として貴重であり、近代以降につながる二見浦と海女との不思議な結び付きを示す史料でもある。

〔21〕『伊勢参宮名所図会』(寛政九「一七九七」年)
(前略)

▲小加良須御前社 からのすの名ハ今島貫村より東の森にあり、当社ハ矢野村の内にて社地ハ海岸也、岸の松林ハ至而勝景にして末枝を洗ふ墨の江にも勝れり、此磯より漁舟をかり乗れば津の入海に着也、其船路釣をたれて魚を得さしめ又あまのかづきなどさせて興とす

〔解題〕

寛政九(一七九七)年に京都・大坂で刊行された『伊勢参宮名所図会』は、上方の文人らにより、伝聞や古記の記述、一部は実際の取材に基づき、街道沿いの名所を紹介している。そのなかで、津の城下町の少し南、香良洲神社の項目の記載に、津への舟旅が紹介され、「あまのかづき」、すなわち海女を潜らせて楽しみとする旨が記される。この地は遠浅の砂浜で鮑や栄螺も採れず、海女漁が行われてはいない。恐らく、志摩地方で行われているものと混同して記載されたものである。いずれにせよ、当時の参宮文化と海女見物との結び付きを思わせる記述である。

〔22〕『伊勢道中記』(安永四「一七七五」年)

『道中記集成』一三巻、大空社、一九九六年、所収)

(前略)

此所(高宮…引用者注)より船をかりて安乗の浦と云所へ行、内海三

り有、扱此浦にて海人女をやとひ鮑等とらせてなぐさむなり、又此所の日和山より富士山見ゆる、甚絶景なり、此所に廻船のために常夜灯あり
 荇生浦 名所多し

古今の歌、あふのうらかた枝さしおほひなる梨のなるもならずもねてかたらはん 其外古歌多し

国崎村

毎年六月朔日に御かずきの神事と申て近村七嶋海人女を集め両太神宮へ奉ル熨斗をこしらゆる所也

国府村

此の浦にて大なる蛤貝をとり碁石にする、又和具村布施田村此両浦にて真珠貝をとる、是を伊勢真珠と云、さて是より神の嶋とよしま笹嶋明神嶋等を見廻り船にて鳥羽へ行もよし、又磯部へ戻るもよし、行戻り六り余あり（後略）

〔解題〕

安芸広島で結成された「太神講」が安永四（一七七五）年に発行した伊勢参宮の道中案内記の一部。参宮後に伊雑宮がある志摩磯部から鳥羽を経て伊勢に戻る「志摩巡り」をする旅人は、少なくともなかった。

安乗浦で海女を雇って鮑漁の様子を楽しむこと、国崎村では六月朔日のみかずき神事で近郷の海女が集まり鮑を採り、神宮へ納める熨斗鮑を作ることを、そして和具村、布施田村では真珠貝を採っていることなど、海女に関する記述が多い。特に、志摩における「観光海女」の存在を確認することができる。

〔補注〕

本稿では紙幅の関係もあり、海女漁の獲物の流通については取り上げられなかった。この領域では、中田四朗氏の以下の論考において、多数の史料が紹介されている。

「近世の志摩における海女と御師―熨斗を媒介として」

『海と人間』六、一九七八年

「近世における海女漁業と荒布の採取」

『郷土志摩』五〇、一九七六年

「近世の志摩における海女と御師―熨斗請所制解体と熨斗屋の横暴」

『郷土志摩』五四、一九七九年

「熨斗と志摩の海女漁業（一～三）」

『温故稽古』六〇～六二、一九七五年～七六年

「志摩における海女漁業内の近世の天草採取について」

『温故稽古』六四、一九七六年

「近世の志摩における海女漁業と荒布の採取（一～二）」

『温故稽古』六七、六八、一九七六年

〔付記〕各史料保存機関の関係者に、篤く御礼申し上げます。

本稿は、平成28年度科学研究費基盤研究（C）「近世期紀伊半島海民の多様かつ広域的生業形態とその近代の変容」（課題番号…二五三七〇七六八）の研究成果の一部である。

（つかもと あきら 三重大学人文学部）